

ぶんきょうの国保

令和7年版



文 京 区

福祉部国保年金課

目次

1	文京区国民健康保険のあゆみ	- 1 -
2	国民健康保険事務機構	- 12 -
2.1	事務分掌	- 12 -
2.2	係別職員数の推移	- 13 -
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	- 15 -
4	被保険者	- 16 -
4.1	年度別被保険者加入状況	- 17 -
4.2	年齢別被保険者数	- 19 -
4.3	外国人加入状況	- 20 -
4.4	事由別資格異動状況（取得、喪失）	- 22 -
5	保険給付	- 24 -
5.1	療養給付の種類	- 24 -
5.2	保険給付内容の推移一覧	- 29 -
5.3	一般療養諸費の年度別推移	- 31 -
5.4	退職者療養諸費の年度別推移	- 32 -
5.5	年度別高額療養費支給状況の推移	- 33 -
5.6	年度別高額医療・高額介護合算療養費支給状況の推移	- 33 -
5.7	年度別高額療養費資金貸付状況の推移	- 34 -
5.8	年度別一部負担金免除状況の推移	- 34 -
5.9	出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金の年度別推移	- 34 -
5.10	不当利得・不正利得・第三者行為	- 34 -
5.11	1人当たりの医療費推移	- 37 -
5.12	診療月別医療費推移	- 38 -
6	退職者医療制度	- 39 -
7	国民健康保険料	- 40 -
7.1	保険料計算方法	- 40 -
7.2	年度別保険料率等の推移	- 41 -
7.3	年度別保険料収納状況の推移（現年分）	- 43 -
7.4	年度別保険料収納状況の推移（滞納繰越分）	- 44 -
7.5	年度別23区収納状況	- 46 -
7.6	年度別不納欠損理由一覧	- 48 -
7.7	令和元年度年齢別滞納状況	- 48 -
7.8	年度別保険料納付方法別収納状況	- 49 -
7.9	年度別口座振替加入状況の推移	- 50 -
7.10	年度別、月別口座振替届出状況	- 51 -
7.11	口座振替引落状況	- 52 -
7.12	均等割保険料の軽減措置等	- 53 -
7.13	算定方式変更に伴う経過措置	- 54 -
7.14	被用者保険の被扶養者だった方への緩和措置	- 55 -
7.15	非自発的失業者（倒産・解雇等の理由により離職された方）に対する軽減措置	- 55 -
7.16	保険料一般減免状況	- 55 -
7.17	均等割賦課、限度額超過世帯等の世帯数と保険料額	- 56 -
8	保健事業	- 57 -
8.1	指定保養施設	- 57 -
8.2	日帰り温泉施設利用補助金事業	- 58 -
8.3	特定健康診査・特定保健指導	- 58 -

8.4	糖尿病性腎症重症化予防事業	- 59 -
9	国民健康保険事業決算状況	- 60 -
9.1	令和6年度歳入決算状況	- 60 -
9.2	令和6年度歳出決算状況	- 60 -
9.3	過去3年間の決算状況	- 61 -
10	資料 事業年報	

1 文京区国民健康保険のあゆみ

年 月	主 な 事 項
昭和 33 年 12 月	新国民健康保険法制定 (昭和 34 年 1 月 1 日施行)
昭和 34 年 10 月	特別区国民健康保険事業調整条例制定
11 月	文京区国民健康保険条例制定
12 月	特別区国民健康保険事業の一斉開始 保険料…………均等割 600 円 + 所得割 (前年度区民税額×95/100) 限度額 50,000 円 給付率…………世帯主 7 割 世帯員 5 割 助産費 1,500 円 葬祭費 2,500 円 被保険者証交付 (藤色)
昭和 35 年 3 月	文京区国民健康保険運営協議会規則制定
10 月	東京都民皆保険達成
昭和 36 年 4 月	国民健康保険全国実施 国民皆保険達成 国民健康保険事業の一環として、指定旅館及び無料健康相談実施 23 区共同で夏季山の家、海水浴場施設開設
7 月	医療費 12.5% 引き上げ
10 月	被保険者証更新 (水色)
12 月	医療費 2.3% 引き上げ
昭和 37 年 12 月	助産費を 2,000 円に改定
昭和 38 年 4 月	昭和 38 年度に限り均等割を 500 円に引き下げ 低所得者世帯に対する保険料減額賦課に関する規定新設 (昭和 38 年 4 月 1 日施行) 結核予防法第 34 条、35 条及び精神衛生法 29 条の適用医療に対し 10 割給付実施 (昭和 38 年 4 月 1 日施行)
8 月	被保険者証更新 (オレンジ色)
10 月	督促手数料の撤廃 準世帯主を 7 割給付に改定
昭和 39 年 4 月	助産費及び葬祭費支給額を 3,000 円に改定
12 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の基準所得額を引き上げ (昭和 40 年 4 月 1 日施行) 地方税法の規定に合わせて保険料延滞金の計算方法改定 (昭和 40 年 4 月 1 日施行)
昭和 40 年 1 月	給付率…………全世帯員 7 割 被保険者証更新 (クリーム色)
10 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象範囲拡大 (昭和 40 年度保険料より適用)
昭和 41 年 4 月	地方税法の改定に伴い所得割額の対象を前年度区民税から前年度住民税 (区民税+都民税) に改定 (昭和 41 年度保険料より適用)
10 月	保険料改定 均等割 600 円 + 所得割 (前年度住民税額×112/100) 限度額 50,000 円
昭和 42 年 4 月	永住許可の大韓民国国民及び外国人世帯に属する日本人に国民健康保険適用 地方税法の改定に伴い所得割額の賦課対象より退職所得にかかる住民税額を除外 (昭和 42 年度保険料より適用)
8 月	被保険者証更新 (うぐいす色)
10 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象範囲拡大 (昭和 42 年度保険料より適用) 低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象世帯における所得計算より退職所得を除外 (昭和 43 年度保険料より適用)
昭和 43 年 4 月	育児手当新設 支給額 2,000 円
8 月	地方税法の改定に伴い保険料延滞金に関する規定の一部改定
昭和 44 年 6 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象範囲拡大 (昭和 44 年度保険料より適用)

年 月	主 な 事 項
昭和 44 年 8 月	被保険者証更新（藤色） 精神衛生法第 32 条適用医療に対する 10 割給付実施
9 月	助産費支給額を 10,000 円に改定
12 月	東京都の 70 歳以上老人医療の無料化制度実施
昭和 45 年 4 月	葬祭費支給額を 5,000 円に改定
昭和 46 年 8 月	被保険者証更新（白茶色）
昭和 47 年 4 月	保険料を訪問徴収から納付書による自主納付に変更
12 月	外国人登録法の規定により外国人登録原票に登録されている全ての外国人に対し国民健康保険を適用
昭和 48 年 1 月	国の施策として 70 歳以上の老人医療無料化制度を実施
8 月	被保険者証更新（濃クリーム色）
12 月	高額医療費支給制度の新設 （30,000 円を超える一部負担金について支給を開始。任意給付）
昭和 49 年 4 月	助産費支給額を 20,000 円、葬祭費支給額を 10,000 円に改定
10 月	保険料限度額を 80,000 円に改定 保険料の特別減免制度実施
昭和 50 年 7 月	保健事業として宿泊施設『海の家』（岩井海岸民宿「あめや」）の借上げ開始
8 月	被保険者証更新（藤色）
10 月	高額療養費が法定給付となる。（一部負担金 30,000 円）
昭和 51 年 4 月	保険料改定 均等割 2,400 円 + 所得割（前年度住民税額×112/100） 限度額 120,000 円 条例減額 1 号世帯 720 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 1,200 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 助産費支給金額を 40,000 円に改定
8 月	高額療養費の自己負担限度額を 39,000 円に改定
昭和 52 年 6 月	高額療養費の貸付制度開始
8 月	被保険者証更新（肌色）
昭和 53 年 4 月	保険料改定 均等割 4,800 円 + 所得割（前年度住民税額×112/100） 限度額 170,000 円 条例減額 1 号世帯 1,440 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 2,400 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 助産費支給金額を 60,000 円に、葬祭費支給額を 20,000 円に改定
昭和 54 年 8 月	被保険者証更新（黄色）
昭和 55 年 4 月	保険料改定 均等割 6,000 円 + 所得割（前年度住民税額×122/100） 限度額 220,000 円 条例減額 1 号世帯 1,800 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 3,000 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 保険料の算定方式を所得対応方式から医療費対応方式に変更 助産費支給金額を 80,000 円に、葬祭費支給額を 30,000 円に改定
昭和 56 年 4 月	保険料改定 均等割 8,400 円 + 所得割（前年度住民税額×118/100） 限度額 240,000 円 条例減額 1 号世帯 2,520 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 4,200 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 保険料に関する所得申告義務について規定（簡易申告制開始）
8 月	被保険者証更新（白茶色）
昭和 57 年 4 月	保険料改定 均等割 9,000 円 + 所得割（現年度住民税額×107/100） 限度額 260,000 円 条例減額 1 号世帯 2,700 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 4,500 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 所得割額の対象を前年度住民税から現年度住民税に改定 （昭和 57 年度保険料より適用） 助産費支給金額を 100,000 円に改定

年 月	主 な 事 項
昭和 57 年 9 月	高額療養費の自己負担限度額を 45,000 円に改定。ただし、住民税非課税世帯及び 70 歳以上の老人被保険者については 39,000 円に据え置き。
昭和 58 年 1 月	高額療養費の自己負担限度額を 51,000 円に改定。ただし、住民税非課税世帯及び 70 歳以上の老人被保険者については 39,000 円に据え置き。
2 月	老人保健法実施 一部負担金 外来 月 400 円 入院 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)
8 月	被保険者証更新 (青色)
昭和 59 年 4 月	保険料限度額を 280,000 円に改定
10 月	退職者医療制度創設 給付率……退職者本人 8 割、被扶養者入院 8 割、被扶養者外来 7 割 特例療養費制度創設 高額療養費制度改定 非課税世帯の高額療養費自己負担限度額を 30,000 円に改定 多数該当、世帯合算、長期疾病の各制度創設 特定療養費制度創設
昭和 60 年 4 月	被保険者証更新 (あさぎ色) 保険料限度額を 310,000 円に改定
昭和 61 年 4 月	保険料改定 均等割 12,000 円 + 所得割 (現年度住民税額×107/100) 限度額 350,000 円 条例減額 1 号世帯 3,600 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 6,000 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 助産費支給額を 130,000 円に、葬祭費支給額を 50,000 円に改定 滞納整理主査新設
5 月	高額療養費の自己負担限度額を 54,000 円に改定。ただし、住民税非課税世帯については 30,000 円に据え置き。
昭和 62 年 1 月	老人保健の一部負担金改定 外来 月 800 円 入院 1 日 400 円 [低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)]
4 月	被保険者証更新 (一般 もえぎ色、退職者 空色) 保険料限度額を 370,000 円に改定
昭和 63 年 4 月	保険料限度額を 390,000 円に改定 保健事業として日帰り施設『海の家』(三浦海岸「人見」)の借上開始
平成 元年 4 月	保険料改定 均等割 14,400 円 + 所得割 (現年度住民税額×107/100) 限度額 400,000 円 条例減額 1 号世帯 4,320 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 7,200 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 被保険者証更新 (一般 アイボリー色、退職者 サーモン色)
6 月	高額療養費の自己負担限度額を 57,000 円に改定。また、住民税非課税世帯については 31,800 円に改定
平成 2 年 4 月	保険料限度額を 420,000 円に改定 徴収嘱託員制度導入 (8 人)
平成 3 年 4 月	被保険者証更新 (一般 水色、退職者 若草色)
5 月	高額療養費の自己負担限度額を 60,000 円に改定。また、住民税非課税世帯については 33,600 円に改定
平成 4 年 1 月	老人保健の一部負担金改定 外来 月 900 円 入院 1 日 600 円 [低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)]
4 月	保険料改定 均等割 16,800 円 + 所得割 (現年度住民税額×107/100) 限度額 440,000 円 条例減額 1 号世帯 5,040 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 8,400 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 助産費支給額を 240,000 円に改定
平成 5 年 4 月	保険料限度額を 460,000 円に改定 被保険者証更新 (一般 さくら色、退職者 濃クリーム色)

年 月	主 な 事 項
平成 5 年 4 月	老人保健の一部負担金改定 外来 月 1,000 円 入院 1 日 700 円〔低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)〕
5 月	高額療養費の自己負担限度額を 63,000 円に改定。また、住民税非課税世帯については 35,400 円に改定
平成 6 年 4 月	保険料改定 均等割 15,900 円 + 所得割 (現年度住民税額×133.7/100) 限度額 500,000 円 条例減額 1 号世帯 4,770 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 7,950 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額)
10 月	助産費及び育児手当金廃止、出産育児一時金創設 支給額 300,000 円 入院時食事療養費創設 標準負担額 1 日 600 円 (低所得者 450 円、長期入院 300 円、老齢福祉年金受給者 200 円) 訪問看護療養費創設 移送費を療養費から分離
平成 7 年 4 月	保険料改定 均等割 16,800 円 + 所得割 (現年度住民税額×119/100) 限度額 500,000 円 条例減額 1 号世帯 5,040 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 8,400 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 被保険者証更新 (一般 空色、退職者 サーモン色) 老人保健の一部負担金改定 外来 月 1,010 円 入院 1 日 700 円〔低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)〕
平成 8 年 4 月	保険料改定 均等割 19,500 円 + 所得割 (現年度住民税額×155/100) 限度額 520,000 円 条例減額 1 号世帯 5,850 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 9,750 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 郵便局の自動払込み開始 老人保健の一部負担金改定 外来 月 1,020 円 入院 1 日 710 円〔低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)〕
6 月	高額療養費の自己負担限度額を 63,600 円に改定。ただし、住民税非課税世帯については 35,400 円に据え置き
10 月	入院時食事療養費改定 標準負担額 1 日 760 円 (低所得者 650 円、長期入院 500 円、老齢福祉年金受給者 300 円)
平成 9 年 4 月	保険料改定 均等割 22,500 円 + 所得割 (現年度住民税額×162/100) 限度額 520,000 円 条例減額 1 号世帯 6,750 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 11,250 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 被保険者証更新 (一般 うぐいす色、退職者 濃クリーム色) 葬祭費支給額を 60,000 円に改定
9 月	老人保健の一部負担金改定 外来 1 回 500 円 (同一保険医療機関ごとに 1 ヶ月 4 回を限度) 入院 1 日 1,000 円 (低所得者 1 日 500 円) 外来薬剤の一部負担創設 (6 歳未満の者と老人保健の低所得者は免除) 内服薬 投薬ごとに 1 日分につき 1 種類 0 円 2~3 種類 30 円 4~5 種類 60 円 6 種類以上 100 円 外用薬 投薬ごとに 1 種類 50 円 2 種類 100 円 3 種類 150 円 頓服薬 投薬ごとに 1 種類 10 円

年 月	主 な 事 項
平成 10 年 4 月	<p>保険料改定 均等割 26,100 円 + 所得割 (現年度住民税額×187/100) 限度額 530,000 円 条例減額 1 号世帯 7,830 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 13,050 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 出産育児一時金支給額を 350,000 円に、葬祭費支給額を 70,000 円に改定 老人保健の一部負担金改定 入院 1 日 1,100 円 (低所得者 1 日 500 円)</p>
平成 11 年 4 月	<p>老人保健の一部負担金改定 外来 1 回 530 円 (同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度) 入院 1 日 1,200 円 (低所得者 1 日 500 円) 被保険者証更新 (一般 藤色、退職者 ベージュ色)</p>
平成 12 年 4 月	<p>特別区制度改革 特別区への特例規定である国保法第 118 条及び同法施行令第 40 条による都の調整措置を廃止、各区は自主的・自立的な事業運営を行っていくことになった。ただし当面の間、統一保険料方式により 23 区の保険料(基礎分)は統一することとする。 介護保険制度創設 第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)の国保加入者は、今までの医療分(基礎分)に加え介護納付金分(介護分)を国民健康保険料として納入。 介護分保険料 均等割 7,200 円+所得割 (現年度住民税額× 12/100) 限度額 70,000 円 保険料(基礎分)改定 均等割 26,100 円+所得割 (現年度住民税額×194/100)</p>
平成 13 年 1 月	<p>入院時食事療養費改定 標準負担額 1 日 780 円 (低所得者 650 円、長期入院 500 円、老齢福祉年金受給者 300 円) 高額療養費の自己負担限度額改定 住民税課税世帯 上位所得者 121,800 円+ (医療費-609,000) × 1% 上位所得者以外 63,600 円+ (医療費-318,000) × 1% 住民税非課税世帯 35,400 円 (4 回目からは、それぞれ 70,800 円・37,200 円・24,600 円) 老人保健の一部負担金改定 外来・入院とも原則として医療費の 1 割を負担 (定率 1 割負担制・上限あり) *外来は定額負担制の診療所もある 1 日 800 円 (1 ヶ月 4 回まで負担) 訪問看護 定率 1 割負担制 (費用の 1 割を負担) 1 ヶ月 3,000 円まで負担 *定額負担制を選択する訪問看護ステーションでは 1 日 600 円 (1 ヶ月 5 回まで負担) 海外療養費新設</p>
4 月	<p>被保険者証更新 (一般 さくら色、退職者 みず色) 保険料改定 基礎分 均等割 27,300 円 + 所得割 (現年度住民税額×194/100) 限度額 530,000 円 介護分 均等割 8,100 円 + 所得割 (現年度住民税額× 13/100) 限度額 70,000 円</p>
平成 14 年 4 月	<p>保険料改定 (基礎分改定なし) 介護分 均等割 7,800 円 + 所得割 (現年度住民税額×12/100) 限度額 70,000 円 老人保健の一部負担金改定 外来の定率 1 割負担上限額引上げ *外来で定額負担制の診療所 1 日 850 円 (1 ヶ月 4 回まで負担) 訪問看護の定率 1 割負担上限額を 3,200 円に引上げ *定額負担制の訪問看護ステーション 1 日 640 円 (1 ヶ月 5 回まで負担)</p>
10 月	<p>3 歳未満児の医療費は、2 割負担へ引下げ 高額療養費の自己負担限度額改定 (住民税非課税世帯の改定なし) 住民税課税世帯 上位所得者 139,800 円+ (医療費-699,000) × 1% 上位所得者以外 72,300 円+ (医療費-361,500) × 1% (4 回目からは、それぞれ 77,700 円・40,200 円)</p>

年 月	主 な 事 項
平成 14 年 10 月	<p>老人保健の対象年齢引上げ 老人保健の対象年齢を段階的に 75 歳（一定の障害のある方は 65 歳）以上へ引上げる。これに伴い、退職者医療制度の対象年齢も段階的に引上げる。 70 歳以上被保険者の一部負担金改定 医療費の 1 割を負担（一定以上の所得者は 2 割負担） 所得区分を細分化し、自己負担限度額を改定（月額上限制、診療所の定額負担制は廃止） 保健事業 「海の家」（三浦海岸 宿泊施設・日帰り施設）終了</p>
平成 15 年 4 月	<p>被保険者証更新（一般 うぐいす色、退職者 藤色）、短期証・資格証も同様（前期高齢者証・特定疾病療養受療証 白色）＊個人証（カードタイプ）に変更 保険料改定 基礎分 均等割 29,400 円 + 所得割（現年度住民税額×204/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 9,000 円 + 所得割（現年度住民税額×15/100） 限度額 70,000 円 結核・精神医療給付金制度改正（申告により非課税者に受給者証交付） 退職被保険者等（70 歳未満）は 3 割負担へ変更 薬剤一部負担金廃止・特例療養費（平成 14 年度診療分）で廃止 高額療養費の自己負担限度額改定 上位所得者 139,800 円 +（医療費－466,000）× 1% 上位所得者以外 72,300 円 +（医療費－241,000）× 1%</p>
6 月	<p>保健事業 夏季保養施設利用補助金開始 国保指定旅館のうち JTB 上野支店取扱いの 9 施設を夏季保養施設として、宿泊に対し補助金（1 泊 2 千円）を支給。</p>
平成 16 年 4 月	<p>保険料改定 基礎分 均等割 30,200 円 + 所得割（現年度住民税額×208/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 10,800 円 + 所得割（現年度住民税額× 22/100） 限度額 80,000 円</p>
9 月	<p>保健事業 夏季保養施設利用補助金終了</p>
平成 17 年 4 月	<p>保険料改定 基礎分 均等割 32,100 円 + 所得割（現年度住民税額×208/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 12,000 円 + 所得割（現年度住民税額× 26/100） 限度額 80,000 円 保健事業 日帰り温泉施設利用補助金事業開始 東京ドーム天然温泉スパクーア割引入館券を、希望する国保被保険者に配布。</p>
10 月	<p>被保険者証更新（一般 濃クリーム色、退職者 空色）</p>
平成 18 年 4 月	<p>保険料改定 基礎分 均等割 33,000 円 + 所得割（現年度住民税額×182/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 12,000 円 + 所得割（現年度住民税額× 29/100） 限度額 80,000 円 精神医療給付金制度改正 対象者 非課税者から非課税世帯の者に改正 給付割合 5%⇒10% 保健事業 訪問相談事業開始（平成 19 年度で終了） 国保被保険者のうち頻回・多受診の者に対し、保健師等による訪問指導を行い、健康・療養上の問題点を指導・助言。</p>
10 月	<p>医療制度改革による自己負担限度額改定 70 歳以上一定以上所得者の一部負担金改定 医療費の 2 割⇒3 割</p>

年 月	主 な 事 項
10月	高額療養費自己負担限度額変更（住民税非課税世帯を除く） 上位所得者 150,000円＋（医療費－500,000）×1% 上位所得者以外 80,100円＋（医療費－267,000）×1% 上位所得者判定基準改定 人工透析をする上位所得者については、自己負担限度額1万円⇒2万円 入院時生活療養費創設 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費創設
平成19年 4月	保険料改定 基礎分 均等割 35,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×124/100） 限度額 530,000円 介護分 均等割 12,000円 ＋ 所得割（現年度住民税額×20/100） 限度額 90,000円 限度額適用認定証の交付 70歳未満被保険者の入院時における医療機関窓口での自己負担分 3割⇒自己負担限度額
10月	被保険者証更新（一般 サーマン色、退職者 若草色）
平成20年 4月	医療制度改革による後期高齢者医療制度の創設及び特定健康診査・特定保健指導事業の開始 国民健康保険の加入者はこれまでの基礎分及び介護分に加えて、後期高齢者医療支援金分（支援金分）を国民健康保険料として納入 基礎分 均等割 28,800円 ＋ 所得割（現年度住民税額×90/100） 限度額 470,000円 支援金分 均等割 8,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×27/100） 限度額 120,000円 介護分 均等割 11,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×12/100） 限度額 90,000円 保険料の納付回数 年12回⇒年9回 高額医療・高額介護合算療養費の創設 一部負担金改正 3歳以上義務教育就学前まで 3割⇒2割 70歳以上一定以上所得者 3割（改定なし） その他 1割⇒2割（国の措置により平成21年度までは1割に据え置き）
10月	年金からの保険料徴収（特別徴収）の開始
11月	コンビニ収納の開始
平成21年 1月	出産育児一時金支給額を380,000円に改定
4月	保険料改定 基礎分 均等割 27,600円 ＋ 所得割（現年度住民税額×68/100） 限度額 470,000円 支援金分 均等割 9,600円 ＋ 所得割（現年度住民税額×26/100） 限度額 120,000円 介護分 均等割 11,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×11/100） 限度額 100,000円
10月	出産育児一時金支給額を420,000円に改定 被保険者証更新（一般 うぐいす色、退職者 藤色）
平成22年 4月	保険料改定 基礎分 均等割 31,200円 ＋ 所得割（現年度住民税額×80/100） 限度額 500,000円 支援金分 均等割 8,700円 ＋ 所得割（現年度住民税額×23/100） 限度額 130,000円 介護分 均等割 12,000円 ＋ 所得割（現年度住民税額×12/100） 限度額 100,000円 一部負担金 70歳以上一定以上所得者以外 2割 （国の措置により平成22年度までは1割に据え置き）

年 月	主 な 事 項
平成 23 年 4 月	<p>保険料改定 ※所得割額が住民税方式から旧ただし書き方式に変更 (現年度算定基礎額=旧ただし書き所得-33万円) 平成 23 年度保険料より適用</p> <p>基礎分 均等割 31,200 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.13%) 限度額 510,000 円</p> <p>支援金分 均等割 8,700 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.96%) 限度額 140,000 円</p> <p>介護分 均等割 13,200 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.00%) 限度額 120,000 円</p> <p>保健事業 日帰り温浴施設事業開始 既契約施設 1 施設と新規に 2 施設と契約し、被保険者の割引利用を開始</p> <p>一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の措置により平成 23 年度までは 1 割に据え置き)</p>
10 月	被保険者証更新 (一般 濃クリーム色、退職者 空色)
平成 24 年 4 月	<p>保険料改定</p> <p>基礎分 均等割 30,000 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.28%) 限度額 510,000 円</p> <p>支援金分 均等割 10,200 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.23%) 限度額 140,000 円</p> <p>介護分 均等割 14,100 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.17%) 限度額 120,000 円</p> <p>一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の措置により平成 24 年度までは 1 割に据え置き)</p>
7 月	住民基本台帳法の改正に伴い、外国人の国民健康保険への加入要件が変更
平成 25 年 4 月	<p>保険料改定</p> <p>基礎分 均等割 30,600 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.02%) 限度額 510,000 円</p> <p>支援金分 均等割 10,800 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.34%) 限度額 140,000 円</p> <p>介護分 均等割 15,000 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.48%) 限度額 120,000 円</p> <p>一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の措置により平成 25 年度までは 1 割に据え置き)</p>
10 月	被保険者証更新 (一般 サーモン、退職者 若草色)
平成 26 年 4 月	<p>保険料改定</p> <p>基礎分 均等割 32,400 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.30%) 限度額 510,000 円</p> <p>支援金分 均等割 10,800 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.17%) 限度額 160,000 円</p> <p>介護分 均等割 15,300 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.37%) 限度額 140,000 円</p> <p>一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)</p>

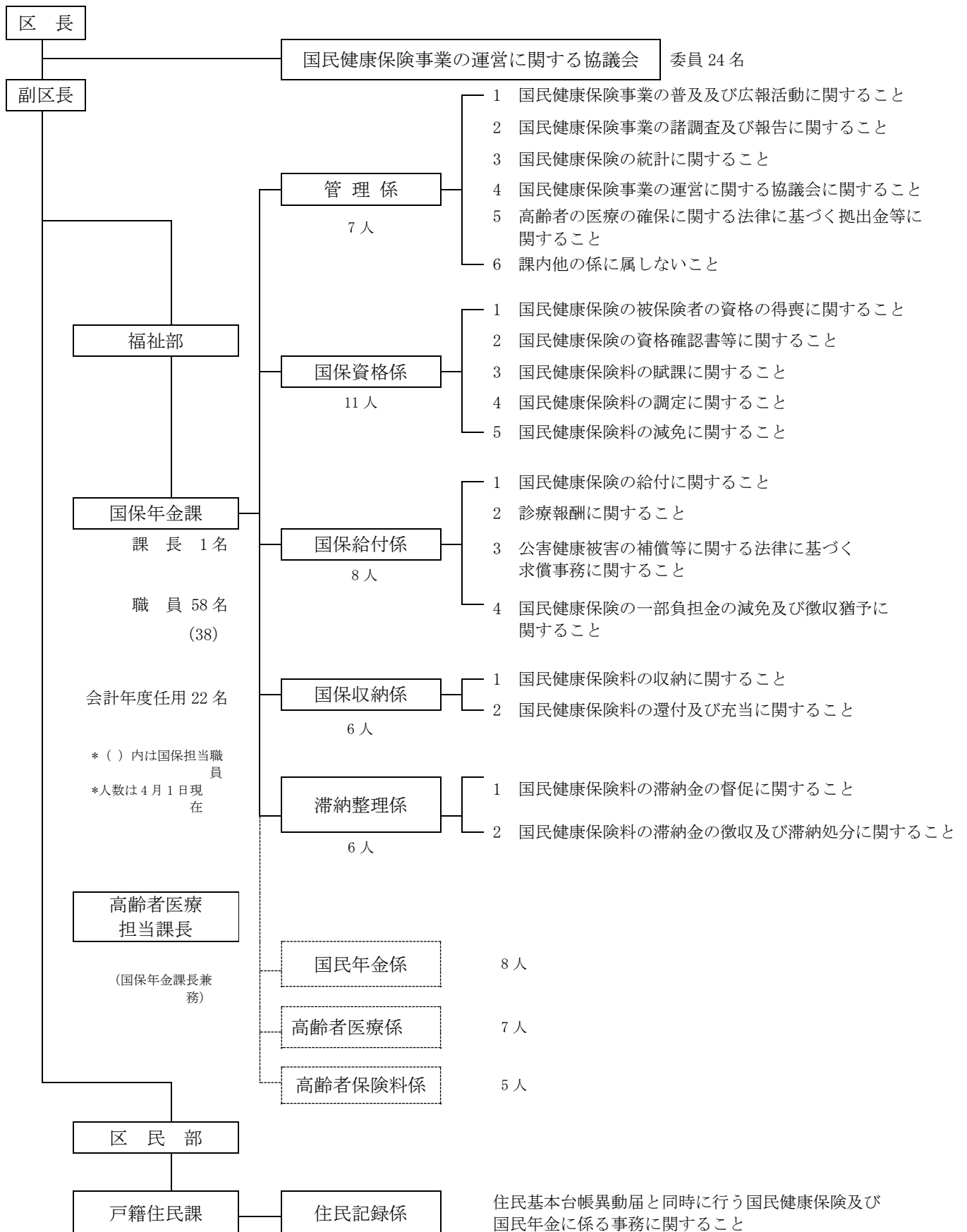
年 月	主 な 事 項																														
平成 27 年 4 月	<p>保険料改定</p> <table border="0"> <tr> <td>基礎分</td> <td>均等割</td> <td>33,900 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×6.45%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>520,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援金分</td> <td>均等割</td> <td>10,800 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×1.98%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>170,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>均等割</td> <td>14,700 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×1.21%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)</p>	基礎分	均等割	33,900 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×6.45%)		限度額	520,000 円			支援金分	均等割	10,800 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.98%)		限度額	170,000 円			介護分	均等割	14,700 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.21%)		限度額	160,000 円		
基礎分	均等割	33,900 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×6.45%)																											
	限度額	520,000 円																													
支援金分	均等割	10,800 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.98%)																											
	限度額	170,000 円																													
介護分	均等割	14,700 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.21%)																											
	限度額	160,000 円																													
10 月	被保険者証更新 (一般 うぐいす色、退職者 藤色)																														
平成 28 年 4 月	<p>保険料改定</p> <table border="0"> <tr> <td>基礎分</td> <td>均等割</td> <td>35,400 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×6.86%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>540,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援金分</td> <td>均等割</td> <td>10,800 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×2.02%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>190,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>均等割</td> <td>14,700 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×1.27%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)</p>	基礎分	均等割	35,400 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×6.86%)		限度額	540,000 円			支援金分	均等割	10,800 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×2.02%)		限度額	190,000 円			介護分	均等割	14,700 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.27%)		限度額	160,000 円		
基礎分	均等割	35,400 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×6.86%)																											
	限度額	540,000 円																													
支援金分	均等割	10,800 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×2.02%)																											
	限度額	190,000 円																													
介護分	均等割	14,700 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.27%)																											
	限度額	160,000 円																													
平成 29 年 4 月	<p>保険料改定</p> <table border="0"> <tr> <td>基礎分</td> <td>均等割</td> <td>38,400 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×7.47%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>540,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援金分</td> <td>均等割</td> <td>11,100 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×1.96%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>190,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>均等割</td> <td>15,600 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×1.35%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)</p>	基礎分	均等割	38,400 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×7.47%)		限度額	540,000 円			支援金分	均等割	11,100 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.96%)		限度額	190,000 円			介護分	均等割	15,600 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.35%)		限度額	160,000 円		
基礎分	均等割	38,400 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×7.47%)																											
	限度額	540,000 円																													
支援金分	均等割	11,100 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.96%)																											
	限度額	190,000 円																													
介護分	均等割	15,600 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.35%)																											
	限度額	160,000 円																													
8 月	70 歳以上の一般世帯 (住民税課税) の外来自己負担限度額に年間限度額 144,000 円を新設。																														
10 月	被保険者証更新 (一般 濃クリーム色、退職者 空色)																														
3 月	第 1 期データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の策定 (平成 30 年度～35 年度)																														
平成 30 年 4 月	<p>国保制度の広域化 (都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保事業を運営する)</p> <p>保険料改定</p> <table border="0"> <tr> <td>基礎分</td> <td>均等割</td> <td>39,000 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×7.32%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>580,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援金分</td> <td>均等割</td> <td>12,000 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×2.22%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>190,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>均等割</td> <td>15,600 円</td> <td>+</td> <td>所得割 (現年度算定基礎額×1.33%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>国保制度の広域化 収納金の延滞金徴収及び還付加算金開始 高齢受給者証がはがきサイズからカードサイズへ変更 (随時更新)</p>	基礎分	均等割	39,000 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×7.32%)		限度額	580,000 円			支援金分	均等割	12,000 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×2.22%)		限度額	190,000 円			介護分	均等割	15,600 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.33%)		限度額	160,000 円		
基礎分	均等割	39,000 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×7.32%)																											
	限度額	580,000 円																													
支援金分	均等割	12,000 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×2.22%)																											
	限度額	190,000 円																													
介護分	均等割	15,600 円	+	所得割 (現年度算定基礎額×1.33%)																											
	限度額	160,000 円																													
8 月	<p>高齢受給者証がはがきサイズからカードサイズへ変更 (一斉更新)</p> <p>高額療養費自己負担限度額変更</p>																														

年 月		主 な 事 項			
平成 31 年	4 月	保険料改定			
		基礎分	均等割	39,900 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.25%)
			限度額	610,000 円	
		支援金分	均等割	12,300 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.24%)
			限度額	190,000 円	
		介護分	均等割	15,600 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×1.41%)
			限度額	160,000 円	
令和元年	8 月	糖尿病性腎症重症化予防事業の開始			
	10 月	被保険者証更新 (一般 サーモン色、退職者 若草色)			
令和 2 年	4 月	保険料改定			
		基礎分	均等割	39,900 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.14%)
			限度額	630,000 円	
		支援金分	均等割	12,900 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.29%)
			限度額	190,000 円	
		介護分	均等割	15,600 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×1.69%)
			限度額	170,000 円	
令和 3 年	4 月	保険料改定			
		基礎分	均等割	38,800 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.13%)
			限度額	630,000 円	
		支援金分	均等割	13,200 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.41%)
			限度額	190,000 円	
		介護分	均等割	17,000 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.12%)
			限度額	170,000 円	
	10 月	被保険者証更新 (ウグイス色)			
令和 4 年	4 月	保険料改定			
		基礎分	均等割	42,100 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.16%)
			限度額	650,000 円	
		支援金分	均等割	13,200 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.28%)
			限度額	200,000 円	
		介護分	均等割	16,600 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.09%)
			限度額	170,000 円	
		未就学児の均等割額を二分の一にする制度の開始			
令和 5 年	4 月	国保滞納整理係を廃止し、滞納整理係を新設 出産育児一時金支給額を 500,000 円に改定			
		保険料改定			
		基礎分	均等割	45,000 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.17%)
			限度額	650,000 円	
		支援金分	均等割	15,100 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.42%)
			限度額	220,000 円	
		介護分	均等割	16,200 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×1.92%)
			限度額	170,000 円	
	10 月	被保険者証更新 (クリーム色)			
	3 月	第 2 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画の策定 (令和 6 年度～11 年度)			
令和 6 年	1 月	産前産後期間に係る国民健康保険料軽減制度の開始			
		保険料改定			
	4 月	基礎分	均等割	49,100 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×8.69%)
			限度額	650,000 円	
		支援金分	均等割	16,500 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.80%)
			限度額	240,000 円	
		介護分	均等割	16,500 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.14%)
			限度額	170,000 円	

年 月		主 な 事 項			
令和7年	4月	保険料改定			
		基礎分	均等割	47,300円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.71%)
			限度額	660,000円	
		支援金分	均等割	16,800円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.69%)
			限度額	260,000円	
		介護分	均等割	16,600円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.23%)
		限度額	170,000円		
	8月	資格確認書及び資格情報通知書更新 (資格確認書 サーモン色)			

2 国民健康保険事務機構

2.1 事務分掌



2.2 係別職員数の推移

年月日 \ 係	庶務係	給資 付係格	賦課 係	徴収 係	計	備考	
昭和34年4月1日	6	12	8	23	49		
昭和36年4月1日	4	13	11	23	51		
昭和37年4月1日	6	13	11	23	53		
年月日 \ 係	管理 係	給資 付係格	賦課 係	徴収 係	計	備考	
昭和40年4月1日	5	13	12	24	54		
昭和41年4月1日	5	13	11	24	53		
昭和43年4月1日	5	13	10	24	52		
昭和44年4月1日	5	13	10	25	53		
昭和47年4月1日	5	13	10	23	51	児童 △2	
昭和48年4月1日	5	14	11	20	50	外人+1、情報△1、学校△1	
昭和49年4月1日	5	16	12	17	50		
昭和50年4月1日	5	16	11	17	49	電算 △1	
昭和51年4月1日	5	16	10	17	48	電算 △1	
年月日 \ 係	管理 係	賦資 課係格	給付 係	徴収 係	計	備考	
昭和52年4月1日	5	17	10	17	49	公害補償 +1	
昭和53年4月1日	5	17	10	17	49		
昭和54年4月1日	5	17	10	16	48		
昭和55年4月1日	5	15	10	16	46	システム電算化 △3	
昭和56年4月1日	5	15	10	14	44	消込電算化 △2	
昭和58年4月1日	5	15	9	14	43	老人保健法 △1	
昭和60年4月1日	5	16	10	14	45	退職者医療制度 +2	
年月日 \ 係	管理 係	賦資 課係格	給付 係	徴収 係	主 査	計	備考
昭和61年4月1日	5	12	10	17	1	45	
昭和62年4月1日	5	12	10	16	1	44	行革 △1
昭和63年4月1日	5	12	10	15	1	43	行革 △1
平成元年4月1日	5	12	9	13	2	41	行革 △2
年月日 \ 係	管理 係	賦資 課係格	給付 係	収納 係	主 査	計	備考
平成2年4月1日	5	14	9	8	4	40	組織改正 △1
平成3年4月1日	5	14	9	7	4(6)	41	
平成4年4月1日	5	12	9	7	4(5)	38	行革 △3
平成6年4月1日	5	11	9	7	4(5)	37	行革 △1
平成8年4月1日	5	10	9	7	4	35	行革 △2
平成11年4月1日	5	11	9	7	4	36	介護準備(過員) +1
平成13年4月1日	5	9	9	7	4	34	欠員(1) △2
年月日 \ 係	管理 係	資国 格係保	給国 付係保	収国 納係保	主 査	計	備考
平成14年4月1日	5	9	9	8	4	35	
平成15年4月1日	7	9	9	7	3(1)	36	
平成16年4月1日	6	10	9	7	3(1)	36	
平成17年4月1日	7	11	9	7	3(2)	39	外に後期高齢者医療部門・年金部門あり
平成18年4月1日	9	10	9	7	3(2)	40	
平成19年4月1日	9	10	9	7	3(1)	39	
平成20年4月1日	8	11	10	7	3(1)	40	
平成21年4月1日	6	11	10	7	3(1)	38	

年月日	係	管理係	資格係	給付係	収納係	滞納整理係	計	備考
平成25年4月1日		7	10	10	7	4	38	
平成26年4月1日		6	11	11	7	4	39	
平成27年4月1日		6	11	10	7	4	38	
平成28年4月1日		7	11	10	7	4	39	
平成29年4月1日		7	11	9	7	4	38	
平成30年4月1日		6	11	10	7	5	39	国保滞納整理係 +1
令和2年4月1日		6	11	10	6	5	38	
令和3年4月1日		6	11	9	6	4	36	
令和4年4月1日		7	11	10	5	4	37	
年月日	係	管理係	資格係	給付係	収納係	滞納整理係	計	備考
令和5年4月1日		7	11	10	4	6	38	
令和6年4月1日		7	11	9	5	6	38	
令和7年4月1日		8	11	8	5	6	38	

※課長は管理係に含む。 ※()内は一般職員数。 ※徴収嘱託員8名 (H2. 4. 1～H30. 3. 31)

3 国民健康保険事業の運営に関する協議会

国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第 11 条の規定により、国保事業の運営に関する重要事項を審議するために設置された区長の諮問機関である。

協議会は、被保険者代表委員 7 名、保険医又は保険薬剤師代表委員 7 名、公益代表委員 7 名及び被用者保険等保険者代表委員 3 名、計 24 名で構成されている。委員の任期は 3 年で、補充委員の任期は前任者の残任期間である。協議会は、区長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- ア 療養の給付の充実及び改善に関すること
- イ 保険料の徴収方法に関すること
- ウ 前二号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

令和 7 年 4 月 1 日現在（定数 24 名）

区 分	氏 名	選 出 母 体
被 保 険 者 代 表	渡 邊 幸 代	礪 川 地 区 町 会 連 合 会
	深 水 博 美	大 塚 地 区 町 会 連 合 会
	上 村 恵 子	音 羽 地 区 町 会 連 合 会
	松 本 洋 子	湯 島 ・ 本 郷 地 区 町 会 連 合 会
	中 島 淳 子	向 丘 地 区 町 会 連 合 会
	田 口 剛 希	根 津 弥 生 七 ヶ 町 連 合 会
	佐 藤 正 恵	汐 見 地 区 町 会 連 合 会
保 険 医 ・ 保 険 薬 剤 師 代 表	内 海 裕 美	小 石 川 医 師 会
	弓 幸 史	小 石 川 医 師 会
	山 道 博	文 京 区 医 師 会
	近 藤 秀 弥	文 京 区 医 師 会
	土 居 浩	小 石 川 歯 科 医 師 会
	谷 田 部 優	文 京 区 歯 科 医 師 会
	成 塚 康 之	文 京 区 薬 剤 師 会
公 益 代 表	名 取 顕 一	区 議 会
	山 田 ひろこ	区 議 会
	関 川 けさ子	区 議 会
	沢 田 けいじ	区 議 会
	松 丸 昌 史	区 議 会
	山 本 一 仁	区 議 会
	高 山 かずひろ	区 議 会
被 用 者 保 険 等 保 険 者 代 表	大 須 賀 哲 也	共 済 組 合 健 康 保 険
	林 正 勝	組 合 管 掌 健 康 保 険
	佐 藤 章	組 合 管 掌 健 康 保 険

4 被保険者

① 国民健康保険の被保険者について

東京都に住所を有する者は、国民健康保険法第 5 条の規定により、本人の意思にかかわらず都が文京区とともに行う国民健康保険の被保険者となる。ただし、次のいずれかに該当する者は国民健康保険の被保険者としない。

- ア 健康保険組合など、被用者保険に加入している者及びその被扶養者
- イ 後期高齢者医療制度の被保険者
- ウ 国民健康保険組合に加入している者
- エ 生活保護受給者
- オ その他特別の理由がある者で厚生労働省で定めるもの

② 外国人の国民健康保険の適用について

住民登録を行っており、3 か月超の在留期間がある者で他の健康保険に加入していない者は、原則国民健康保険に加入しなければならない。

③ 一般被保険者・退職被保険者等について

被保険者は、一般被保険者と退職被保険者等に分かれる。退職被保険者等とは、退職者医療制度の対象者である厚生年金・共済年金の老齢年金受給権者等とその被扶養者のことだが、平成 26 年度末で新規加入を廃止し、令和元年度に退職被保険者の年齢到達（65 歳）により一般被保険者へ移行した。

④ 前期高齢者について

70 歳以上の被保険者には前期高齢者として、自己負担割合を明示した資格確認書又は資格情報のお知らせが交付される。自己負担割合は、一定以上の所得のある方は 3 割負担、それ以外の方は 2 割負担で診療を受ける。

⑤ 介護保険被保険者について

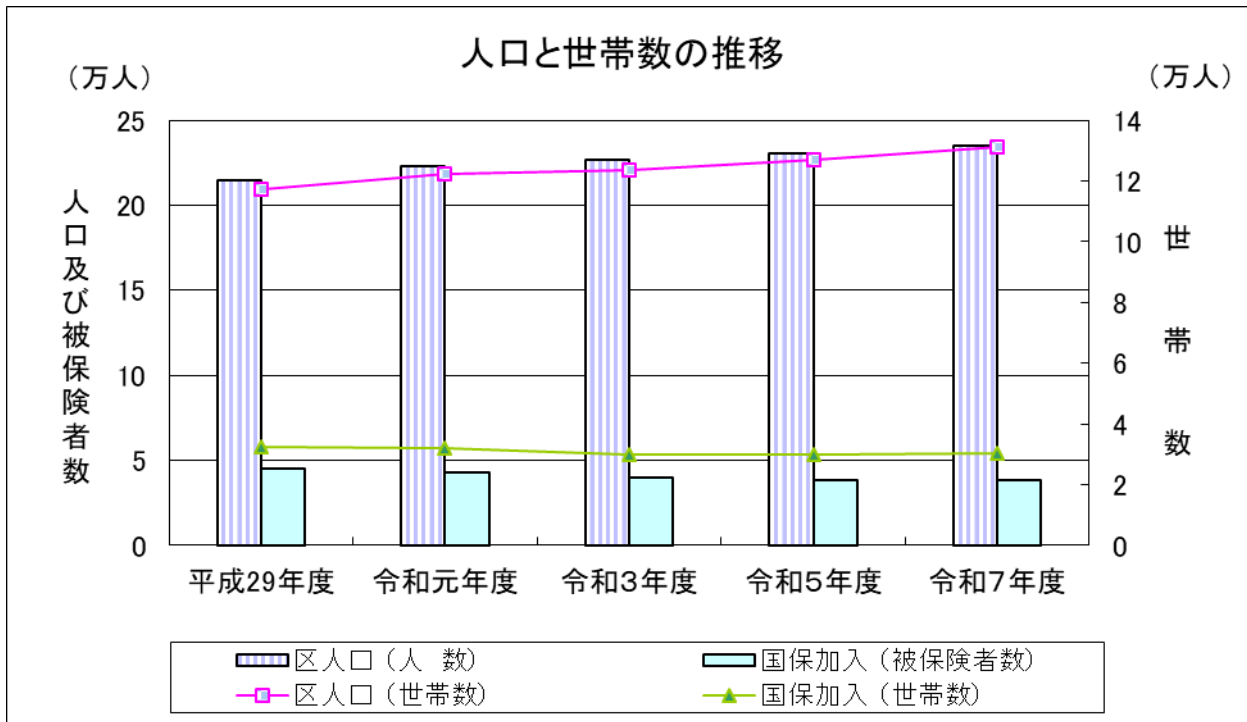
40 歳以上の者は全て被保険者となり、被保険者は第 1 号被保険者（65 歳以上の者）と第 2 号被保険者（40 歳以上 64 歳までの者）とに分かれる。第 2 号被保険者の介護保険料は、健康保険の保険者が保険料に上乗せして賦課徴収する。

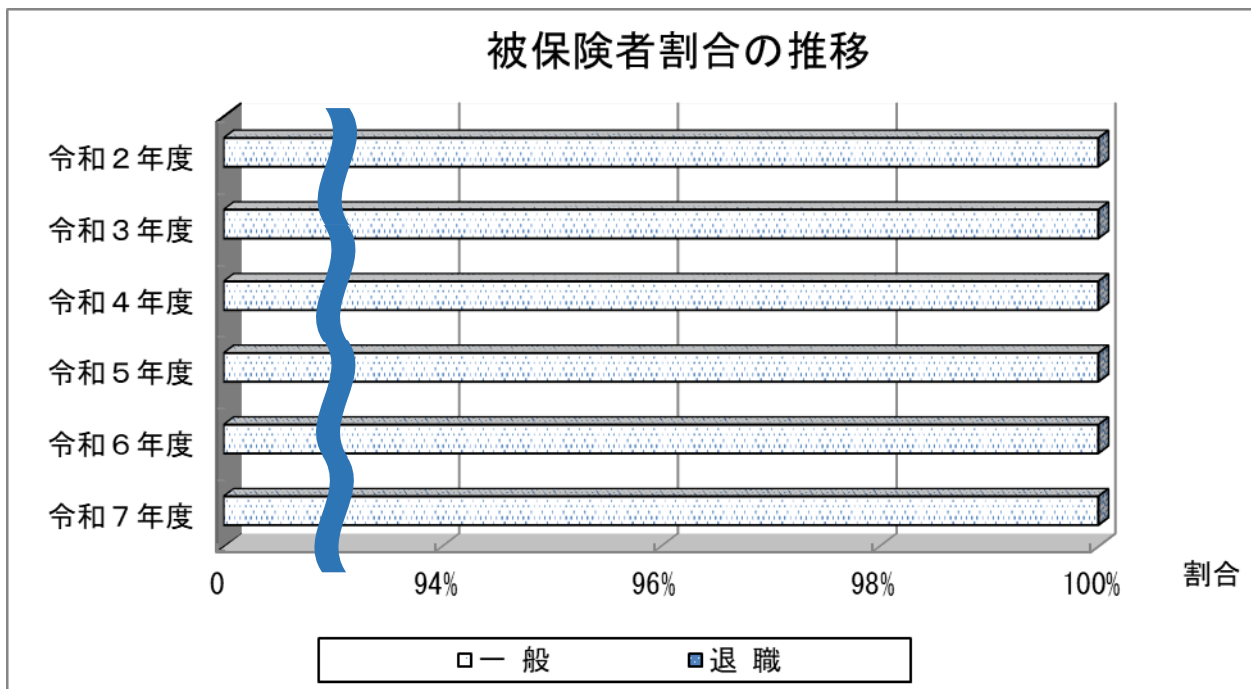
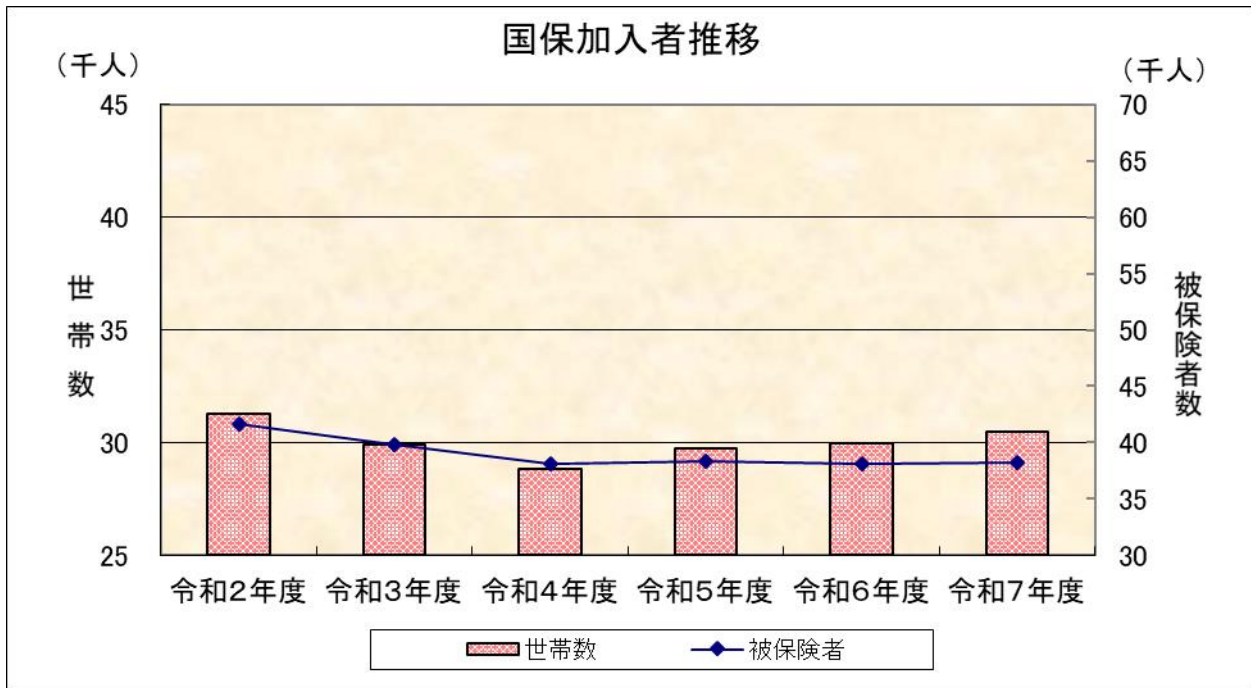
4.1 年度別被保険者加入状況

基準日：4月1日

区 分 年 度	区 人 口		国 保 加 入 者 数				加入割合 (%)	
	世帯数	人 数	世帯数	被保険者	被保険者内訳		世 帯	被保険者
					一 般	退 職		
平成28年度	115,197	211,451	33,176	47,022	45,979	1,043	28.80	22.24
平成29年度	117,107	214,683	32,453	45,022	44,428	594	27.71	20.97
平成30年度	119,087	218,180	32,166	43,809	43,536	273	27.01	20.08
令和元年度	122,189	223,079	31,998	42,951	42,887	64	26.19	19.25
令和2年度	124,215	226,933	31,283	41,666	41,666	0	25.18	18.36
令和3年度	123,750	226,653	29,886	39,805	39,805	0	24.15	17.56
令和4年度	124,069	227,218	28,809	38,107	38,107	0	23.22	16.77
令和5年度	127,040	230,201	29,753	38,377	38,377	0	23.42	16.67
令和6年度	129,110	232,790	29,958	38,147	38,147	0	23.20	16.39
令和7年度	131,120	235,380	30,494	38,179	38,179	0	23.26	16.22

※区人口には、昭和62年度から外国人登録人口を、平成8年度から外国人世帯を含む。

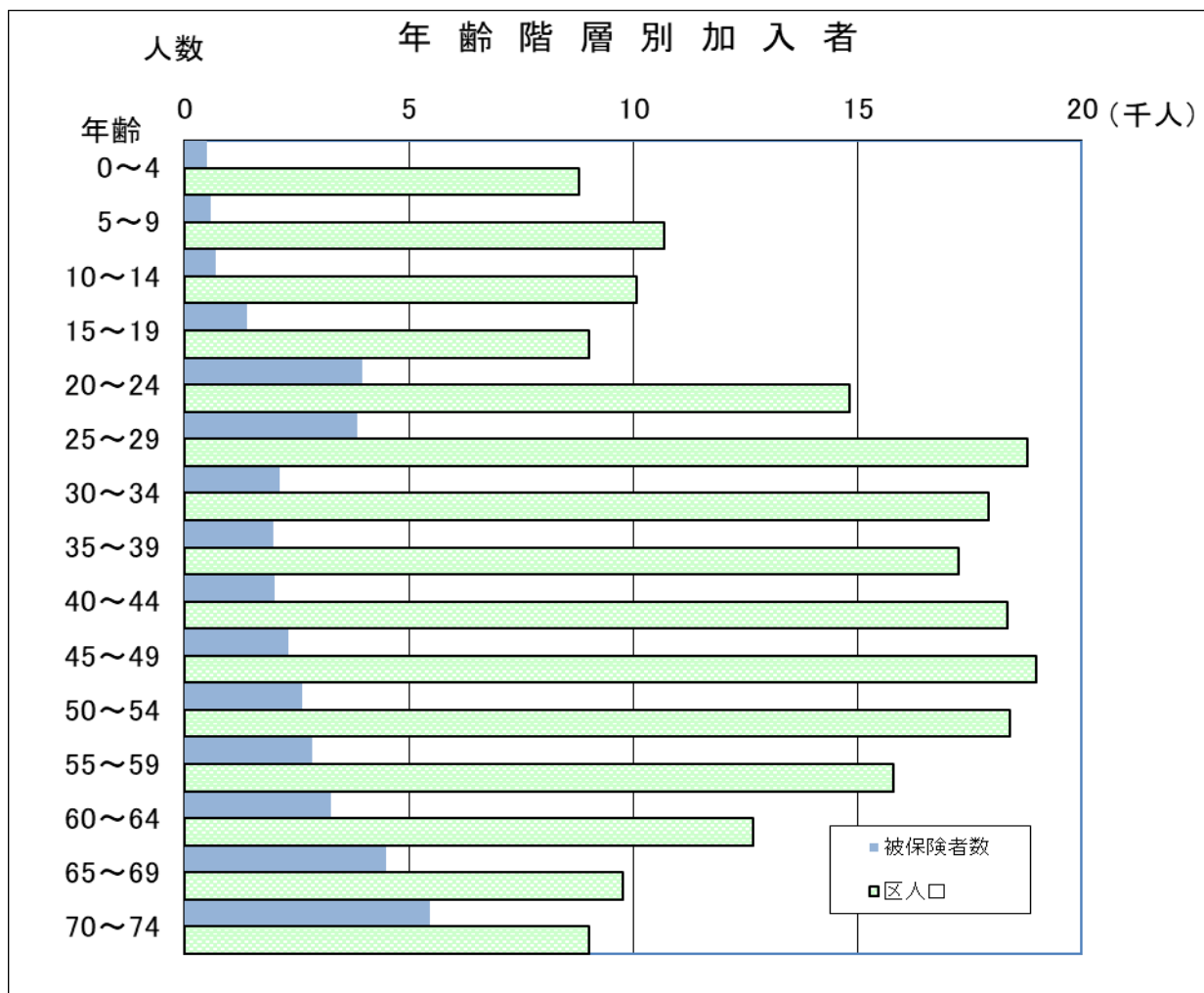




4.2 年齢別被保険者数

令和7年4月1日現在

年 齢	区人口	被保険者数	区人口における被保険者の割合 (%)	構成比 (%)
0～4 歳	8,782	497	5.66	1.30
5～9 歳	10,703	585	5.47	1.53
10～14 歳	10,088	703	6.97	1.84
15～19 歳	9,023	1,406	15.58	3.68
20～24 歳	14,813	3,960	26.73	10.37
25～29 歳	18,778	3,845	20.48	10.07
30～34 歳	17,935	2,135	11.90	5.59
35～39 歳	17,255	1,986	11.51	5.20
40～44 歳	18,336	2,019	11.01	5.29
45～49 歳	18,984	2,323	12.24	6.08
50～54 歳	18,391	2,631	14.31	6.89
55～59 歳	15,803	2,859	18.09	7.49
60～64 歳	12,665	3,272	25.83	8.57
65～69 歳	9,771	4,495	46.00	11.77
70～74 歳	9,018	5,463	60.58	14.31
合 計	210,345	38,179	18.15	100.00



4.3 外国人加入状況

① 国別外国人国保加入状況

令和7年4月現在

区 分 国 籍 名	外国人の住民登録者数 (人)	国 保 加 入		加 入 割 合 (%)
		世 帯 数	被 保 険 者	
中 国	9,357	4,214	4,526	48.37
韓 国・朝 鮮	1,695	545	608	35.87
米 国	494	205	222	44.94
フ ラ ン ス	280	100	110	39.29
フ ィ リ ピ ン	210	84	90	42.86
タ イ	224	110	111	49.55
イ ン ド	128	57	61	47.66
ネ パ ー ル	515	330	397	77.09
ミ ャ ン マ ー	745	402	422	56.64
ベ ト ナ ム	624	273	283	45.35
英 国	132	39	41	31.06
マ レ ー シ ア	113	78	78	69.03
オ ー ス ト ラ リ ア	60	15	16	26.67
カ ナ ダ	92	37	37	40.22
イ ン ド ネ シ ア	131	63	63	48.09
ド イ ツ	86	43	45	52.33
ブ ラ ジ ル	25	13	13	52.00
ロ シ ア	74	31	34	45.95
イ ラ ン	17	7	7	41.18
イ タ リ ア	74	26	27	36.49
バ ン グ ラ デ シ ュ	30	12	15	50.00
ス リ ラ ン カ	45	22	24	53.33
モ ン ゴ ル	48	19	22	45.83
シ ン ガ ポ ー ル	44	18	19	43.18
ル ー マ ニ ア	9	6	6	66.67
ト ル コ	29	24	24	82.76
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	14	4	4	28.57
ス ペ イ ン	44	23	23	52.27
ス ウ ェ ー デ ン	24	12	11	45.83
パ キ ス タ ン	13	5	5	38.46
無 国 籍	5	1	1	20.00
そ の 他	440	234	241	54.77
合 計	15,821	7,052	7,586	47.95

② 年度別登録者数

基準日：4月1日

区分 年度	外国人の住民登録者数 (人)	国 保 加 入		加入割合 (%)
		世 帯 数	被 保 険 者	
平成28年度	8,378	4,369	4,981	59.45
平成29年度	9,043	4,778	5,352	59.18
平成30年度	9,879	5,257	5,792	58.63
令和元年度	10,840	5,732	6,294	58.06
令和2年度	11,170	5,485	6,000	53.72
令和3年度	10,171	4,576	5,020	49.36
令和4年度	9,753	3,982	4,373	44.84
令和5年度	12,619	5,963	6,430	50.95
令和6年度	14,105	6,331	6,860	48.64
令和7年度	15,821	7,052	7,586	47.95

③ 在留資格別状況

令和7年4月1日現在

区 分		国保加入者	区 分		国保加入者	
1	永住者・特別永住者	世帯数	6	日本人の配偶者等	世帯数	120
		人数			人数	
2	留学	世帯数	7	定住者	世帯数	64
		人数			人数	
3	研修	世帯数	8	特定活動	世帯数	424
		人数			人数	
4	就労者	世帯数	9	永住者の配偶者等	世帯数	3
		人数			人数	
5	家族滞在	世帯数	10	その他	世帯数	0
		人数			人数	
合 計				世帯数	7,056	
				人数	7,586	

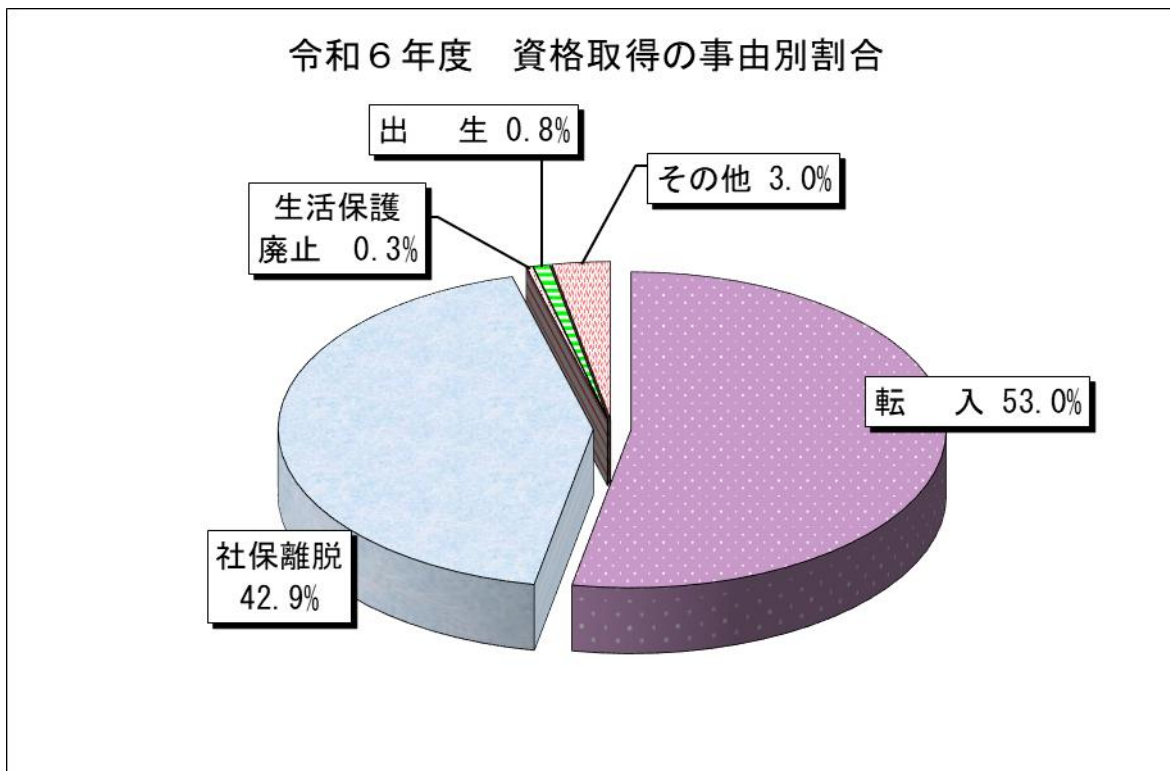
※同一世帯に複数の在留資格を有する世帯は、在留資格区分ごとにカウントしているため、世帯合計数が国別・年度別と合致しない。

4.4 事由別資格異動状況（取得、喪失）

① 資格取得（増加）

単位：人

区分 年度	総 計		転 入	社保離脱	生活保護 廃止	出 生	そ の 他
	世帯数	被保険者数					
平成27年度	9,625	11,720	4,295	5,448	102	174	1,701
平成28年度	9,686	11,699	4,300	5,227	82	158	1,932
平成29年度	10,143	12,125	4,490	5,318	75	149	2,093
平成30年度	10,845	12,927	6,253	5,456	47	166	1,005
令和元年度	10,982	13,069	6,497	5,889	50	128	505
令和2年度	8,964	10,762	4,262	5,821	25	121	533
令和3年度	8,453	10,079	3,801	5,764	39	93	408
令和4年度	11,944	13,241	7,111	5,635	62	93	340
令和5年度	10,990	12,577	6,320	5,621	47	97	492
令和6年度	11,008	12,406	6,575	5,316	40	105	370

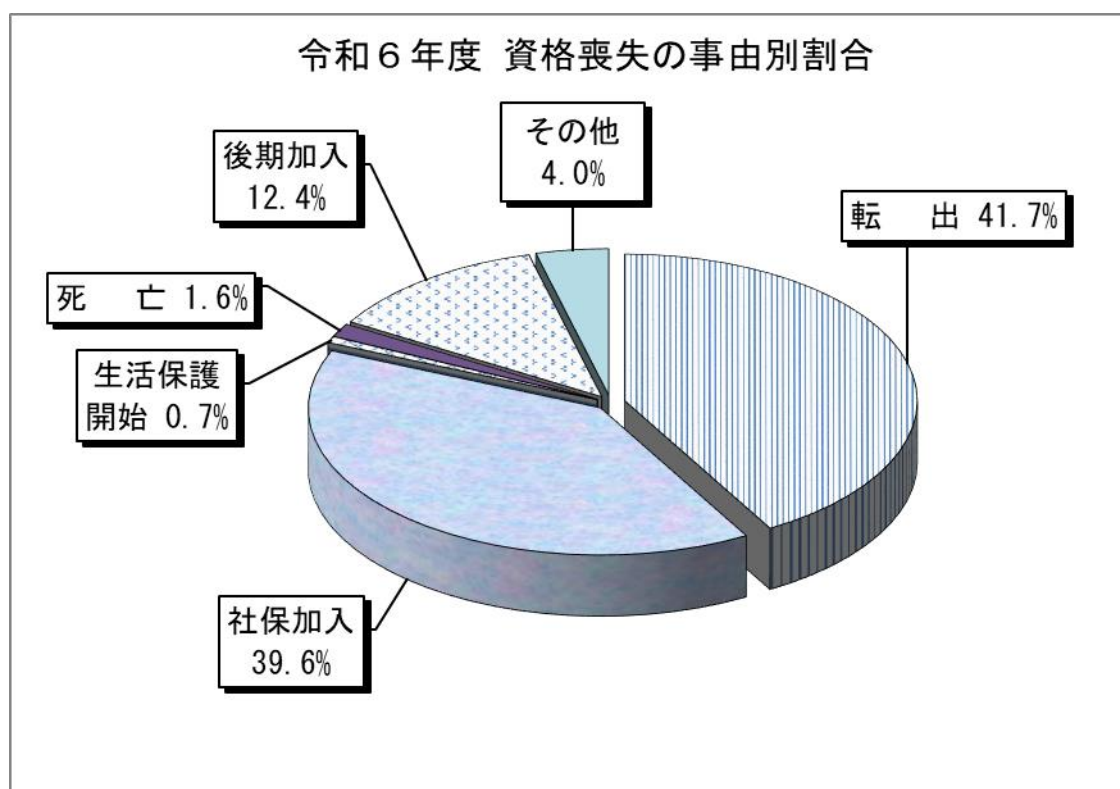


② 資格喪失（減少）

単位：人

区分 年度	総 計		転 出	社保加入	生活保護 開始	死 亡	後期加入 ※	そ の 他
	世帯数	被保険者数						
平成27年度	10,045	13,098	4,175	5,670	175	224	1,310	1,544
平成28年度	10,409	13,720	4,052	6,229	143	220	1,458	1,618
平成29年度	10,430	13,338	4,067	5,870	123	184	1,369	1,725
平成30年度	11,013	13,785	5,157	5,533	104	229	1,476	1,286
令和元年度	11,697	14,354	5,575	6,131	68	193	1,148	1,239
令和2年度	10,361	12,623	4,566	5,430	97	176	1,006	1,348
令和3年度	9,530	11,803	4,044	4,998	130	206	1,450	975
令和4年度	11,000	12,624	4,523	5,373	111	234	1,821	562
令和5年度	10,814	12,749	5,082	5,155	99	202	1,650	561
令和6年度	10,940	12,781	5,334	5,067	87	189	1,591	513

※平成20年4月に開始した、後期高齢者医療制度への加入により資格を喪失した人数。



5 保険給付

5.1 療養給付の種類

保険者は、被保険者に対し保険給付として、次の給付を行う。

① 療養の給付

ア 範囲

被保険者の疾病・負傷に関し、①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置・手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護について行う。

イ 給付期間

転帰（治癒、中止、死亡）まで

ウ 被保険者一部負担金

負担割合

(平成 20 年 4 月診療分より改正)

	外 来	入 院
義務教育就学前まで ※1	2 割	2 割
義務教育就学～70 歳未満	3 割	3 割
70 歳以上 75 歳未満 (一定以上所得世帯)	2 割 (3 割)	2 割 (3 割)

※1「義務教育就学前まで」とは、6 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までをいう（4 月 1 日生まれは前日の 3 月 31 日までとなる）。

② 入院時食事療養費

入院中に食事を受けた場合の費用について、被保険者が支払う標準負担額を除いた額を給付する。住民税非課税世帯等の方には、申請により入院時の医療費負担額及び食事標準負担額を減額する「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付する。

所得等の区分		1 食あたりの食事代 (令和 7 年 3 月 31 日まで)	1 食あたりの食事代 (令和 7 年 4 月以降)
住民税課税世帯		490 円	510 円
住 民 税 非課税世帯	過去 1 年の入院日数が 91 日 未満	230 円	240 円
	過去 1 年の入院日数が 91 日 以上（長期入院）	180 円	190 円
	70 歳以上で世帯全員が住民 税非課税であり、かつ、世帯 全員の各所得が 0 円の方(年 金収入は 80.67 万円以下)	110 円	110 円

③ 入院時生活療養費

療養病床に入院する 65 歳以上の方の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養）に要した費用について、被保険者が支払う自己負担額を除き、保険給付する。

④ 保険外併用療養費

特定療養費は廃止され、平成 18 年 10 月 1 日から保険外併用療養費が支給されるようになった。保険外併用療養費は、被保険者が評価療養（厚生労働大臣が定める高度医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とするべきものか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの）又は選定療養（被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養）を受けたときに給付する。

⑤ 訪問看護療養費

被保険者が、指定訪問看護事業者による訪問看護を受けたときは、その要した費用について、訪問看護療養費を給付する。

⑥ 療養費

やむをえない理由で療養の現物給付を受けることができず、自費で費用を支払った次のような場合に、保険者から現金給付を受けることができる。

- ア 保険医療機関がない地域で病気になった場合等、やむをえない理由で保険診療を受けられなかった場合
- イ 海外で治療を受けた場合（治療目的の渡航、日本国内で保険適用されていない医療行為を除く）
- ウ コルセット等の治療用装具を装着した場合（医師が治療上必要と認めた場合）
- エ 骨折等で、接骨院で治療を受けた場合
- オ 医師が治療上、はり、きゅうやマッサージを必要と認めた場合
- カ 生血を輸血した場合（親族間は除く）

⑦ 移送費

被保険者が療養の給付を受けるために、保険医療機関に移送された場合、次の条件をすべて満たしたとき、移送の費用を支給する。

- ア 患者が病気やけがにより移動が著しく困難であること
- イ 移送の目的である療養が保険診療として適切であること
- ウ 緊急その他やむをえない事情があること

⑧ 特別療養費

特別療養費支給対象者向けの資格確認書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において診療等を受けたときは、その療養に要した費用について特別療養費を支給する。

⑨ 高額療養費

被保険者が、同一月内に同一の医療機関等（入院・外来別）に支払った一部負担金が、次表の自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額を支給する。70歳未満の方と70歳以上の方では、自己負担限度額が異なる。

ア 70歳未満の方

同じ月に医療機関ごと、入院外来は別々に計算をし、21,000円以上の一部負担金があるとき、それらの額を合算して自己負担限度額を超えた分を支給する。

自己負担限度額

住民税課税世帯	901万円超	252,600円 + [総医療費(10割) - 842,000円] × 1% (140,100円)
	600万円超 ～901万円	167,400円 + [総医療費(10割) - 558,000円] × 1% (93,000円)
	210万円超 ～600万円	80,100円 + [総医療費(10割) - 267,000円] × 1% (44,400円)
	210万円以下	57,600円 (44,400円)
住民税非課税世帯		35,400円 (24,600円)

※住民税課税世帯は住民税基礎控除後の総所得金額等で所得区分を判定する。ただし、所得の申告がない場合は、901万円超の世帯とみなされる。

※（ ）内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の該当がある場合の4回目以降の限度額。

※申請により、住民税課税世帯の方には、医療費負担額が減額される「限度額適用認定証」を、住民税非課税世帯の方には医療費負担額及び食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付する。

イ 70歳以上75歳未満の方

外来のみの場合は、1か月の一部負担金を個人ごとに合算し、自己負担限度額【外来(個人ごと)】の限度額を超えた分を支給する。

また、外来と入院が同じ月にある場合は、まず、外来の一部負担金を計算。これに世帯の入院の一部負担金を合算し、自己負担限度額【外来+入院(世帯合算)】を超えた分を支給する。

自己負担限度額

		外来【個人単位】	外来+入院【世帯単位】
現役並みⅢ	住民税課税所得 690万円以上	252,600円 + [総医療費(10割) - 842,000円] × 1% (140,100円)	
現役並みⅡ	住民税課税所得 380万円以上	167,400円 + [総医療費(10割) - 558,000円] × 1% (93,000円)	
現役並みⅠ	住民税課税所得 145万円以上	80,100円 + [総医療費(10割) - 267,000円] × 1% (44,400円)	
一般世帯 (住民税課税)	住民税課税所得 145万円未満	18,000円 144,000円/年	57,600円 (44,400円)
住民税 非課税世帯	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※住民税非課税世帯Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の方。

※住民税非課税世帯Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税でかつ世帯全員の各所得が0円の方(年金収入は80.67万円以下)。

※（ ）内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の該当がある場合の4回目以降の限度額。

※一般世帯については1年間の自己負担額にも上限(144,000円/年)を設定する。

※住民税非課税世帯の方と現役並み(Ⅰ、Ⅱ)の方には、申請により医療費負担額及び食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「限度額適用認定証」を交付する。

ウ 特定疾病療養受療証

療養に要する期間が著しく長く、かつ一定の高額な治療を継続して行う必要のある特定の疾病〔人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全や、血友病、後天性免疫不全症候群（厚生労働大臣が定めるものに限る）〕の方には、申請により一部負担金の月額上限が 10,000 円（人工透析治療で所得 600 万円超もしくは未申告の世帯の場合 20,000 円）となる「特定疾病療養受療証」を交付する。

⑩ 高額介護合算療養費

医療費・介護費の 1 年間（毎年 8 月～翌年 7 月）の自己負担額を合算して算定基準額を超えた場合、支給額をあん分して高額介護合算療養費として支給する。

算定基準額（自己負担限度額）

所得区分	毎年8月～翌年7月
901万円超	212万円
600万円超～901万円	141万円
210万円超～600万円	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分		毎年8月～翌年7月
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	212万円
現役並みⅡ	課税所得380万円以上	141万円
現役並みⅠ	課税所得145万円以上	67万円
一般世帯	課税所得145万円未満	56万円
住民税	Ⅱ	31万円
非課税世帯	Ⅰ	19万円

⑪ その他給付

- ア 出産育児一時金
500,000 円
- イ 葬祭費
70,000 円
- ウ 結核医療給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の規定による医療の給付を受ける場合であって、被保険者（18 歳未満のときは、その世帯主）が住民税非課税の場合、結核医療給付金受給者証の交付を受けることにより、自己負担分を給付する。

- エ 精神医療給付金

障害者総合支援法施行令第 1 条の 2 第 3 号の規定による医療の給付を受ける場合であって、世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の場合、国保受給者証（精神通院）の交付を受けることにより、自己負担分を給付する。

東京都及び文京区の医療費助成制度

- ① ひとり親家庭等医療費助成制度 (親)
ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成する制度 (所得制限あり)
- ② 心身障害者 (児) 医療費助成制度 (障)
身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の被交付者に医療費の自己負担分を助成する東京都の制度 (所得制限あり)
- ③ 乳幼児医療費助成制度 (乳)
満 6 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの乳幼児に、医療費の自己負担分を助成する制度
- ④ 義務教育就学児医療費助成制度 (子)
満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで (乳を除く) の義務教育就学児に、医療費の自己負担分を助成する制度
- ⑤ 高校生等医療費助成度 (青)
高校生等 (15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方であり、高校に在学していない方を含みます。) に、医療費の自己負担分を助成する制度 (令和 5 年 4 月 1 日より実施)

5.2 保険給付内容の推移一覧

区分 年月日	給付割合	高額療養費 自己負担 限度額	出産育児一 時金	助産費	育 手 当 金	葬祭費	入院時 食事療養費 標準負担額	訪問看護 費	移送費																							
昭和34年 12月1日	世帯主 7割 家族 5割	30,000円創設		1,500円	2,000円 創設	2,500円																										
昭和37年 12月1日				2,000円																												
昭和39年 4月1日				3,000円		3,000円																										
昭和40年 4月1日	世帯主 7割 家族 7割			39,000円		300,000円 創設				出産育児一時金創設 のため廃止	60,000円	一日 600円 (一日 450円)	算定額の7割 退職被保険者 8割	算定額の10 割																		
昭和43年 4月1日															10,000円	5,000円																
昭和44年 9月1日	退職者医療制 度実施 退職被保険者 8割														51,000円 (39,000円)	300,000円 創設	出産育児一時金創設 のため廃止	60,000円	一日 600円 (一日 450円)	算定額の7割 退職被保険者 8割	算定額の10 割											
昭和45年 4月1日																						5,000円										
昭和48年 12月1日																						20,000円	10,000円									
昭和49年 4月1日																						40,000円	50,000円									
昭和51年 4月1日																						51,000円 (39,000円)		20,000円								
昭和51年 8月1日																								60,000円	20,000円							
昭和53年 4月1日																								80,000円	30,000円							
昭和55年 4月1日																								100,000円	300,000円 創設	出産育児一時金創設 のため廃止	60,000円	一日 760円 (一日 650円)	算定額の7割 退職被保険者 8割	算定額の10 割		
昭和57年 4月1日																								45,000円 (39,000円)								
昭和57年 9月1日																								51,000円 (39,000円)								
昭和58年 1月1日		扶養家族 入院 8割 外来 7割	54,000円 (30,000円)		300,000円 創設		出産育児一時金創設 のため廃止	60,000円	一日 760円 (一日 650円)															算定額の7割 退職被保険者 8割							算定額の10 割	
昭和59年 10月1日																																51,000円 (30,000円) 世帯合算等制 度創設
昭和61年 4月1日																																130,000円
昭和61年 5月1日	54,000円 (30,000円)																															
平成元年 6月1日	57,000円 (39,000円)																															
平成3年 5月1日	60,000円 (33,600円)																															
平成4年 4月1日	240,000円																															
平成5年 6月1日	63,000円 (35,400円)																															
平成6年 10月1日	63,600円 (35,400円)			300,000円 創設		出産育児一時金創設 のため廃止				60,000円	一日 760円 (一日 650円)	算定額の7割 退職被保険者 8割	算定額の10 割																			
平成8年 6月1日																																
平成8年 10月1日																																
平成9年 4月1日																																

区分 年月日	給付割合	高額療養費 自己負担 限度額	出産育児 一時金	助産費	育児 手当金	葬祭費	入院時 食事療養費 標準負担額	訪問看護 療養費	移送費
平成10年 4月1日			350,000円		出産育児 一時金 創設のため 廃止	70,000円			
平成13年 1月1日		上位所得者等制 度創設				一日780円 (一日650 円)			
平成14年 10月1日	3歳未満 8割 70歳以上 75歳未満 9割 (一定以上所得 者8割)							3歳未満 8割 70歳以上 75歳 未満 9割 (一定 以上所得者 8 割)	
平成15年 4月1日	一般・退職 7割							一般・退職 7割	
平成18年 4月1日						一食260円 (一食210 円)			
平成18年 10月1日	70歳以上 75歳未満 9割 (一定以上所得 者7割)	自己負担限度額 変更						70歳以上 75歳 未満 9割 (一定以上所 得者7割)	
平成20年 4月1日	義務教育就学前 まで 8割 70歳以上 75歳未満 8割 (一定以上所得 者7割)							義務教育就学 前まで 8割 70歳以上 75歳 未満 8割 (一定以上所 得者7割)	
平成21年 1月1日			380,000円						
平成21年 10月1日			420,000円						
平成27年 1月1日		自己負担限度額 変更 ・23ページ参照							
平成28年 4月1日						一食360円 (一食210 円)			
平成29年 8月1日		自己負担限度額 変更 (70歳以上 75 歳未満) ・23ページ参照							
平成30年 8月1日						一食460円 (一食210 円)			
令和5年 4月1日			500,000円						
令和6年 6月1日						一食490円 (一食230 円)			
令和7年 4月1日						一食510円 (一食240 円)			

※入院時食事療養費の()内は住民税非課税世帯。

5.3 一般療養諸費の年度別推移

① 療養給付の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
令和2年度	585,181	12,426,860,741	9,021,983,247	2,994,362,246	410,515,248
令和3年度	622,796	13,514,484,495	9,831,397,576	3,222,262,721	460,824,198
令和4年度	631,407	13,692,980,846	9,961,020,870	3,241,676,231	490,283,745
令和5年度	621,685	13,630,679,713	9,895,583,233	3,263,367,893	471,728,587
令和6年度	630,356	13,411,969,680	9,711,335,789	3,245,304,006	455,329,885

② 療養費の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
令和2年度	13,223	145,750,190	105,546,248	36,861,396	3,342,546
令和3年度	14,103	142,904,791	102,982,268	36,209,968	3,712,555
令和4年度	14,129	140,644,305	101,685,626	33,934,336	5,024,343
令和5年度	13,321	139,391,940	100,404,691	35,742,473	3,244,776
令和6年度	12,160	130,188,033	93,862,059	32,237,350	4,088,624

③ 移送費

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
令和2年度	0	0	0	0	0
令和3年度	1	11,220	11,220	0	0
令和4年度	2	199,000	199,000	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0

④ 食事療養・生活療養

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
令和2年度	62		559,200	-559,200	0
令和3年度	43		361,950	-361,950	0
令和4年度	40		361,750	-361,750	0
令和5年度	24		167,740	-167,740	0
令和6年度	21		113,040	-113,040	0

⑤ 療養の給付＋療養費＋移送費＋食事療養・生活療養（①＋②＋③＋④）

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
令和2年度	598,466	12,572,610,931	9,128,088,695	3,030,664,442	413,857,794
令和3年度	636,943	13,657,400,506	9,934,753,014	3,258,110,739	464,536,753
令和4年度	645,578	13,833,824,151	10,063,267,246	3,275,248,817	495,308,088
令和5年度	635,030	13,770,071,653	9,996,155,664	3,298,942,626	474,973,363
令和6年度	642,537	13,542,157,713	9,805,310,888	3,277,428,316	459,418,509

5.4 退職者療養諸費の年度別推移

① 療養給付の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内 訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
令和2年度	4	243,910	170,737	73,173	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0

② 療養費の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内 訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
令和2年度	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0

③ 移送費

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内 訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
令和2年度	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0

④ 食事療養・生活療養

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内 訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
令和2年度	0		0	0	0
令和3年度	0		0	0	0
令和4年度	0		0	0	0
令和5年度	0		0	0	0
令和6年度	0		0	0	0

⑤ 療養の給付+療養費+移送費+食事療養・生活療養 (①+②+③+④)

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内 訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
令和2年度	4	243,910	170,737	73,173	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0

5.5 年度別高額療養費支給状況の推移

単位：円

区分 年度	被保険者区分	件数	高額療養費	1件当りの費用
令和2年度	一般	21,345	1,251,471,101	58,631
	退職	1	16,314	16,314
	計	21,346	1,251,487,415	58,629
令和3年度	一般	22,812	1,357,186,954	59,494
	退職	0	0	0
	計	22,812	1,357,186,954	59,494
令和4年度	一般	22,716	1,363,780,832	60,036
	退職	0	0	0
	計	22,716	1,363,780,832	60,036
令和5年度	一般	22,676	1,424,823,185	62,834
	退職	0	0	0
	計	22,676	1,424,823,185	62,834
令和6年度	一般	21,531	1,405,873,430	65,295
	退職	0	0	0
	計	21,531	1,405,873,430	65,295

5.6 年度別高額医療・高額介護合算療養費支給状況の推移

単位：円

区分 年度	被保険者区分	件数	高額介護合算療養費
令和2年度	一般	73	2,107,213
	退職	0	0
	計	73	2,107,213
令和3年度	一般	85	2,784,530
	退職	0	0
	計	85	2,784,530
令和4年度	一般	93	3,230,866
	退職	0	0
	計	93	3,230,866
令和5年度	一般	109	3,552,152
	退職	0	0
	計	109	3,552,152
令和6年度	一般	93	3,581,605
	退職	0	0
	計	93	3,581,605

5.7 年度別高額療養費資金貸付状況の推移

単位：円

区分 年度	件数	金額
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0
令和6年度	0	0

5.8 年度別一部負担金免除状況の推移

単位：円

区分 年度	減額		免除		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和2年度	0	0	63	365,034	63	365,034
令和3年度	0	0	85	912,687	85	912,687
令和4年度	0	0	74	232,395	74	232,395
令和5年度	0	0	85	315,354	85	315,354
令和6年度	0	0	69	545,849	69	545,849

5.9 出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金の年度別推移

単位：円

区分 年度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金		合計	
	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
令和2年度	138	57,917,560	160	11,200,000	11,726	12,577,766	12,024	81,695,326
令和3年度	106	44,695,550	180	12,600,000	12,747	13,322,576	13,033	70,618,126
令和4年度	131	54,993,270	215	15,050,000	13,643	14,257,803	13,989	84,301,073
令和5年度	95	46,460,880	137	9,590,000	13,922	14,394,643	14,154	70,445,523
令和6年度	120	59,888,377	136	9,520,000	14,195	14,694,616	14,451	84,102,993

5.10 不当利得・不正利得・第三者行為

- 不当利得 … 社会保険への加入や転出等の理由により被保険者資格を喪失した後に保険給付を受けた場合、当該医療費の保険者負担分の返還を求める。
- 不正利得 … 偽りその他不正行為により保険給付を受けた場合、その給付の全部又は一部を徴収する。
- 第三者行為 … 被保険者が交通事故等第三者の行為が原因で療養の給付を受けた場合、その費用を加害者に請求する。
- 公害求償 … 公害健康被害補償法により給付されるべき医療費を国民健康保険で給付した場合、その費用を求償する。

① 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（一般被保険者）

（一般被保険者）

年度	項目 区分		調定		収納		収入未済	
			件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
令和2年度								
	不当・不正 利得返還金	現年度分	772	7,851,967	540	6,552,536	232	1,299,431
		過年度分	1,114	9,768,810	666	6,756,595	448	3,012,215
	第三者行為 賠償金	公害分	75	571,564	75	571,564	0	0
		その他	41	11,763,483	41	11,763,483	0	0
計（現年度分を除く）			1,230	22,103,857	782	19,091,642	448	3,012,215
令和3年度								
	不当・不正 利得返還金	現年度分	1,204	107,405,844	836	102,902,652	368	4,503,192
		過年度分	2,094	20,447,690	1,799	18,759,708	295	1,687,982
	第三者行為 賠償金	公害分	33	442,655	33	442,655	0	0
		その他	539	7,256,391	539	7,256,391	0	0
計（現年度分を除く）			3,870	135,552,580	3,207	129,361,406	663	6,191,174
令和4年度								
	不当・不正 利得返還金	現年度分	707	51,645,950	504	47,850,218	203	3,795,732
		過年度分	651	17,012,747	436	6,520,559	215	10,492,188
	第三者行為 賠償金	公害分	31	221,837	31	221,837	0	0
		その他	103	5,035,230	103	5,035,230	0	0
計（現年度分を除く）			1,492	73,915,764	1,074	59,627,844	418	14,287,920
令和5年度								
	不当・不正 利得返還金	現年度分	261	95,768,502	165	93,756,235	96	2,012,267
		過年度分	198	19,453,718	143	12,526,867	54	6,431,263
	第三者行為 賠償金	公害分	40	262,689	40	262,689	0	0
		その他	11	4,943,820	11	4,943,820	0	0
計（現年度分を除く）			510	120,428,729	359	111,489,611	150	8,443,530
令和6年度								
	不当・不正 利得返還金	現年度分	334	15,133,612	233	9,005,739	101	6,127,873
		過年度分	106	10,005,281	94	6,545,796	13	3,467,584
	第三者行為 賠償金	公害分	27	103,257	27	103,257	0	0
		その他	13	6,455,347	13	6,455,347	0	0
計（現年度分を除く）			480	31,697,497	367	22,110,139	114	9,595,457

② 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（退職被保険者）

（退職被保険者）

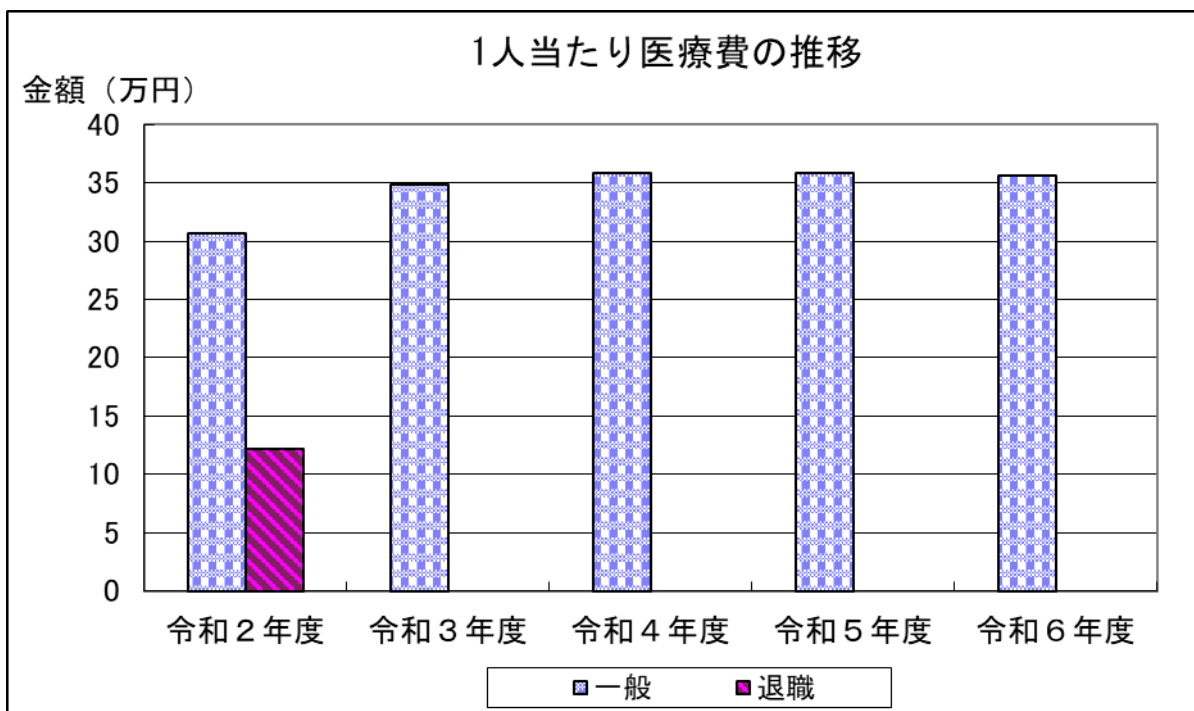
年度	区分	項目	調定		収納		収入未済	
			件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
令和2年度								
不当・不正 利得返還金		現年度分	0	0	0	0	0	0
		過年度分	0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠償金		公害分	0	0	0	0	0	0
		その他	3	34,853	0	0	0	0
計（現年度分を除く）			3	34,853	0	0	3	34,853
令和3年度								
不当・不正 利得返還金		現年度分	3	20,139	3	20,139	0	0
		過年度分	62	225,082	62	225,082	0	0
第三者行為 賠償金		公害分	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
計（現年度分を除く）			62	225,082	62	225,082	0	0
令和4年度								
不当・不正 利得返還金		現年度分	0	0	0	0	0	0
		過年度分	0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠償金		公害分	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
計（現年度分を除く）			0	0	0	0	0	0
令和5年度								
不当・不正 利得返還金		現年度分	0	0	0	0	0	0
		過年度分	0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠償金		公害分	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
計（現年度分を除く）			0	0	0	0	0	0
令和6年度								
不当・不正 利得返還金		現年度分	0	0	0	0	0	0
		過年度分	0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠償金		公害分	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
計（現年度分を除く）			0	0	0	0	0	0

5.111 人当たりの医療費推移

単位：円

区分 年度	一般被保険者			退職被保険者		
	医療給付 費用額	人数	1人当たり の医療費	医療給付 費用額	人数	1人当たり の医療費
令和2年度	12,572,610,931	40,961	306,941	243,910	2	121,955
令和3年度	13,657,400,506	39,168	348,688	0	0	0
令和4年度	13,833,824,151	38,601	358,380	0	0	0
令和5年度	13,770,071,653	38,395	358,642	0	0	0
令和6年度	13,542,157,713	38,036	356,035	0	0	0

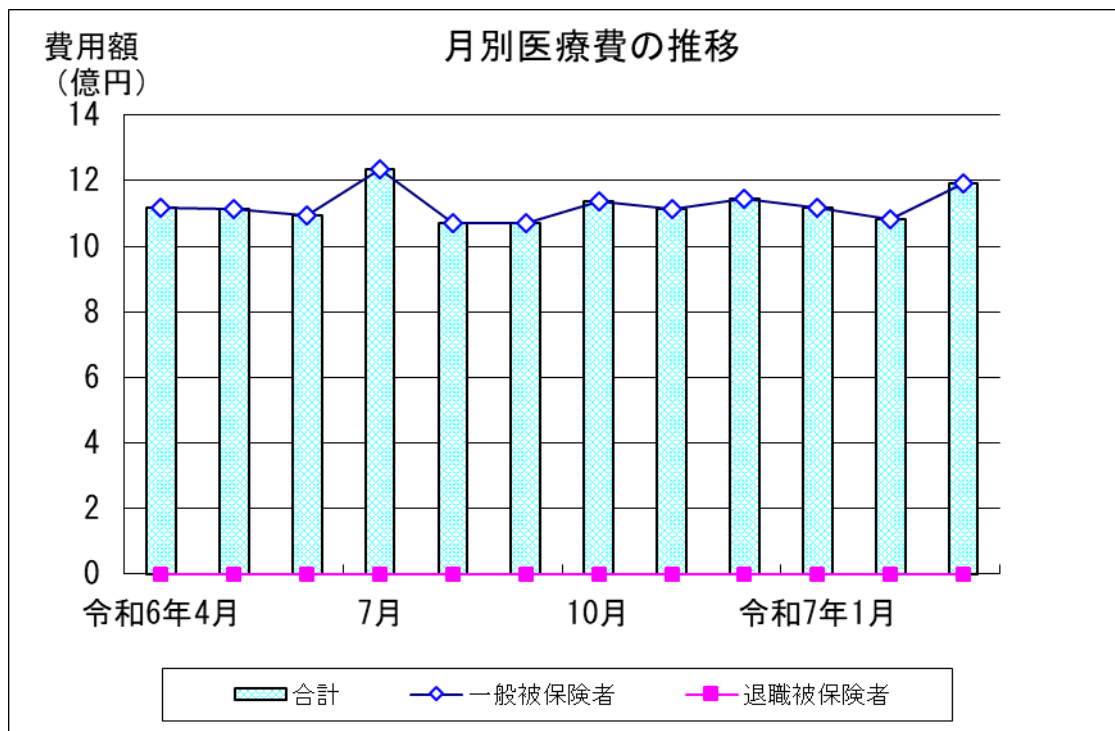
*1人当たりの医療費＝費用額÷被保険者年間平均人数。 *費用額・人数については事業報告年報より。



5.12 診療月別医療費推移

単位：円

区分	一般被保険者	退職被保険者	合計
令和6年4月	1,119,580,727	0	1,119,580,727
5月	1,114,832,570	0	1,114,832,570
6月	1,092,658,575	0	1,092,658,575
7月	1,236,196,253	0	1,236,196,253
8月	1,069,592,433	0	1,069,592,433
9月	1,072,115,827	0	1,072,115,827
10月	1,136,755,993	0	1,136,755,993
11月	1,114,766,151	0	1,114,766,151
12月	1,144,711,076	0	1,144,711,076
令和7年1月	1,116,915,406	0	1,116,915,406
2月	1,082,961,240	0	1,082,961,240
3月	1,193,729,114	0	1,193,729,114



6 退職者医療制度

昭和 59 年 10 月 1 日より国民健康保険の加入者で、厚生年金や各種共済組合等からの老齢（退職）年金または通算老齢（退職）年金の受給者は、70 歳になって老人保健制度に移るまでの間、「退職医療制度」で受診できるようになった。

平成 14 年 10 月、老人保健の対象年齢の引上げに伴い、退職者医療制度の対象年齢も 75 歳未満に改定された。

本制度は平成 20 年 3 月をもって廃止となったが、現行制度からの円滑な移行を図るため、平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置が講じられている。

なお、退職者医療制度による医療に要する費用については、加入者の保険料と被用者保険の拠出金とで賄うことになっている。

7 国民健康保険料

7.1 保険料計算方法

$$\text{年間保険料} = \text{基礎分保険料} + \text{支援金分保険料} + \text{介護分保険料}$$

- ・ 40歳～64歳の人 基礎分と支援金分と介護分を国民健康保険料として納める。
- ・ 上記以外の人 基礎分と支援金分を国民健康保険料として納める。

① 令和6年度 保険料額計算方法

基礎分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(49,100円 × 被保険者数)	+ (被保険者全員の 該当年度算定基礎額 × $\frac{8.69}{100}$)

- ア 均等割 年齢に関係なく被保険者1人につき年間 49,100円
- イ 所得割 世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の8.69%
- ウ 最高限度額 年間 650,000円

支援金分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(16,500円 × 被保険者数)	+ (被保険者全員の 該当年度算定基礎額 × $\frac{2.8}{100}$)

- ア 均等割 年齢に関係なく被保険者1人につき年間 16,500円
- イ 所得割 世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の2.8%
- ウ 最高限度額 年間 240,000円

介護分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(16,500円 × 40歳～64歳の 被保険者数)	+ (40歳～64歳の被保険者全員 の該当年度算定基礎額 × $\frac{2.14}{100}$)

- ア 均等割 40歳～64歳の被保険者1人につき16,500円
- イ 所得割 40歳～64歳の被保険者の該当年度算定基礎額の2.14%
- ウ 最高限度額 年間 170,000円

② 令和7年度 保険料額計算方法

基礎分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(47,300円 × 被保険者数)	+ (被保険者全員の 該当年度算定基礎額 × $\frac{7.71}{100}$)

- ア 均等割 年齢に関係なく被保険者1人につき年間 47,300円
- イ 所得割 世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の7.71%
- ウ 最高限度額 年間 660,000円

支援金分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(16,800円 × 被保険者数)	+ (被保険者全員の 該当年度算定基礎額 × $\frac{2.69}{100}$)

- ア 均等割 年齢に関係なく被保険者1人につき年間 16,800円
- イ 所得割 世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の2.69%
- ウ 最高限度額 年間 260,000円

介護分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(16,600円 × 40歳～64歳の 被保険者数)	+ (40歳～64歳の被保険者全員 の該当年度算定基礎額 × $\frac{2.23}{100}$)

- ア 均等割 40歳～64歳の被保険者1人につき16,600円
- イ 所得割 40歳～64歳の被保険者の該当年度算定基礎額の2.23%
- ウ 最高限度額 年間 170,000円

※ 令和7年度の算定基礎額 (=旧ただし書き所得)

前年中の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額。

合計所得金額が、2,400万円を超えると、その金額に応じて基礎控除額が通減し、2,500万円を超えると、基礎控除は適用されなくなります。

7.2 年度別保険料率等の推移

区分 年月	医療分保険料率			支援金分保険料率			介護分保険料率			賦課方式等	
	1人当り 均等割額 (円)	所得割料率	最高限度額 (円)	1人当り 均等割額 (円)	所得割料率	最高限度額 (円)	1人当り 均等割額 (円)	所得割料率	最高限度額 (円)		
昭和34年12月	600	95/100	50,000							所得割対象は 前年度区民税	
昭和38年4月	500										
昭和39年4月	600										
昭和41年10月		112/100									所得割対象は 前年度住民税
昭和49年10月			80,000								
昭和51年4月	2,400		120,000								
昭和53年4月	4,800		170,000								
昭和55年4月	6,000	122/100	220,000								医療費対応方式
昭和56年4月	8,400	118/100	240,000								
昭和57年4月	9,000	107/100	260,000								賦課標準を当 該年度分住民 税に変更
昭和59年4月			280,000								
昭和60年4月			310,000								
昭和61年4月	12,000		350,000								
昭和62年4月			370,000								
昭和63年4月			390,000								
平成元年4月	14,400		400,000								
平成2年4月			420,000								
平成4年4月	16,800		440,000								
平成5年4月			460,000								
平成6年4月	15,900	133.7/100	500,000								
平成7年4月	16,800	119/100									
平成8年4月	19,500	155/100	520,000								
平成9年4月	22,500	162/100									
平成10年4月	26,100	187/100	530,000								
平成11年4月											
平成12年4月		194/100					7,200	12/100	70,000	介護分保険料 賦課開始	
平成13年4月	27,300						8,100	13/100			
平成14年4月							7,800	12/100			
平成15年4月	29,400	204/100					9,000	15/100			
平成16年4月	30,200	208/100					10,800	22/100	80,000		
平成17年4月	32,100						12,000	26/100			
平成18年4月	33,300	182/100						29/100			
平成19年4月	35,100	124/100						20/100	90,000		
平成20年4月	28,800	90/100	470,000	8,100	27/100	120,000	11,100	12/100		支援金分保険料 賦課開始	
平成21年4月	27,600	68/100		9,600	26/100			11/100	100,000		
平成22年4月	31,200	80/100	500,000	8,700	23/100	130,000	12,000	12/100			

平成 23 年 4 月	31,200	6.13%	510,000	8,700	1.96%	140,000	13,200	1.00%	120,000	賦課方式を旧ただし書き方式に変更
平成 24 年 4 月	30,000	6.28%		10,200	2.23%		14,100	1.17%		
平成 25 年 4 月	30,600	6.02%		10,800	2.34%		15,000	1.48%		
平成 26 年 4 月	32,400	6.30%			2.17%	160,000	15,300	1.37%	140,000	
平成 27 年 4 月	33,900	6.45%	520,000		1.98%	170,000	14,700	1.21%	160,000	
平成 28 年 4 月	35,400	6.86%	540,000		2.02%	190,000		1.27%		
平成 29 年 4 月	38,400	7.47%		11,100	1.96%		15,600	1.35%		
平成 30 年 4 月	39,000	7.32%	580,000	12,000	2.22%			1.33%		
平成 31 年 4 月	39,900	7.25%	610,000	12,300	2.24%			1.41%		
令和 2 年 4 月		7.14%	630,000	12,900	2.29%			1.69%	170,000	
令和 3 年 4 月	38,800	7.13%		13,200	2.41%		17,000	2.12%		
令和 4 年 4 月	42,100	7.16%	650,000		2.28%	200,000	16,600	2.09%		
令和 5 年 4 月	45,000	7.17%		15,100	2.42%	220,000	16,200	1.92%		
令和 6 年 4 月	49,100	8.69%		16,500	2.80%	240,000	16,500	2.14%		
令和 7 年 4 月	47,300	7.71%	660,000	16,800	2.69%	260,000	16,600	2.23%		

7.3 年度別保険料収納状況の推移（現年分）

① 全体

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成27年度	5,785,235,621	5,111,908,865	5,128,056	88.36	88.27	2,407,678	88.31
平成28年度	5,829,072,259	5,134,658,132	7,325,702	88.09	87.96	986,134	87.98
平成29年度	5,834,565,903	5,205,107,159	14,080,860	89.21	88.97	1,834,423	89.00
平成30年度	5,816,800,818	5,145,692,177	3,660,640	88.46	88.40	0	88.40
令和元年度	5,731,683,924	5,227,664,669	12,649,633	91.21	90.99	0	90.99
令和2年度	5,356,688,634	5,005,688,012	16,077,110	93.45	93.15	0	93.15
令和3年度	5,377,442,211	5,119,513,608	16,946,920	95.20	94.89	0	94.89
令和4年度	5,552,501,250	5,310,212,225	23,134,614	95.64	95.22	0	95.22
令和5年度	5,648,267,837	5,368,641,025	15,392,054	95.05	94.78	0	94.78
令和6年度	6,294,798,359	6,040,621,697	23,028,076	95.96	95.60	0	95.60

② 一般被保険者分

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成27年度	5,596,165,434	4,927,636,941	5,101,498	88.05	87.96	2,407,678	88.00
平成28年度	5,708,000,030	5,018,141,889	7,314,514	87.91	87.79	986,134	87.80
平成29年度	5,773,533,888	5,144,309,729	14,079,737	89.10	88.86	1,834,423	88.89
平成30年度	5,791,262,926	5,120,585,078	3,651,960	88.42	88.36	0	88.36
令和元年度	5,726,979,817	5,223,385,372	12,649,633	91.21	90.99	0	90.99
令和2年度	5,356,688,634	5,005,688,012	16,077,110	93.45	93.15	0	93.15
令和3年度	5,377,442,211	5,119,513,608	16,946,920	95.20	94.89	0	94.89
令和4年度	5,552,501,250	5,310,212,225	23,134,614	95.64	95.22	0	95.22
令和5年度	5,648,267,837	5,368,641,025	15,392,054	95.05	94.78	0	94.78
令和6年度	6,294,798,359	6,040,621,697	23,028,076	95.96	95.60	0	95.60

③ 退職被保険者分

区分 年度	調定金額 A (円)	収納金額 B (円)	還付未済金額 C (円)	収入歩合 B/A (%)	収納率 (B-C)/A (%)	居所不明者分 調定額 D (円)	収納率 (B-C)/(A-D) (%)
平成27年度	189,070,187	184,271,924	26,558	97.46	97.45	0	97.45
平成28年度	121,072,229	116,516,243	11,188	96.24	96.23	0	96.23
平成29年度	61,032,015	60,797,430	1,123	99.62	99.61	0	99.61
平成30年度	25,537,892	25,107,099	8,680	98.31	98.28	0	98.28
令和元年度	4,704,107	4,279,297	0	90.97	90.97	0	90.97
令和2年度	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00
令和3年度	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00
令和4年度	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00
令和5年度	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00
令和6年度	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00

7.4 年度別保険料収納状況の推移（滞納繰越分）

① 全体

区分 年度	調定金額 A (円)	収納金額 B (円)	還付未済金額 C (円)	収入歩合 B/A (%)	収納率 (B-C)/A (%)	居所不明者分 調定額 D (円)	収納率 (B-C)/(A-D) (%)
平成27年度	938,933,065	441,773,311	1,519,174	47.05	46.89	1,853,680	46.98
平成28年度	843,118,260	369,947,171	1,172,079	43.88	43.74	1,175,781	43.80
平成29年度	863,072,550	357,556,203	2,556,949	41.43	41.13	659,751	41.16
平成30年度	818,527,340	300,010,324	1,228,474	36.65	36.50	0	36.50
令和元年度	814,143,143	420,657,957	1,491,150	51.67	51.49	0	51.49
令和2年度	600,130,025	283,085,532	2,730,601	47.17	46.72	0	46.72
令和3年度	653,664,345	235,109,775	2,323,087	35.97	35.61	0	35.61
令和4年度	506,696,769	179,828,150	1,328,452	35.49	35.23	0	35.23
令和5年度	441,019,063	181,813,178	1,585,721	41.23	40.87	0	40.87
令和6年度	405,112,421	216,547,419	3,983,435	53.45	52.47	0	52.47

② 一般被保険者分

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成27年度	910,495,730	432,500,171	1,516,102	47.50	47.34	1,853,680	47.43
平成28年度	823,164,205	364,128,982	1,172,079	44.24	44.09	1,175,781	44.16
平成29年度	846,337,849	351,303,028	2,556,949	41.51	41.21	659,751	41.24
平成30年度	808,809,545	297,477,897	1,228,474	36.78	36.63	0	36.63
令和元年度	807,704,810	419,795,573	1,491,150	51.97	51.79	0	51.79
令和2年度	594,865,943	283,038,857	2,730,601	47.58	47.12	0	47.12
令和3年度	648,750,007	235,105,663	2,323,087	36.24	35.88	0	35.88
令和4年度	506,691,076	179,822,457	1,328,452	35.49	35.23	0	35.23
令和5年度	441,019,063	181,813,178	1,585,721	41.23	40.87	0	40.87
令和6年度	405,112,421	216,547,419	3,983,435	53.45	52.47	0	52.47

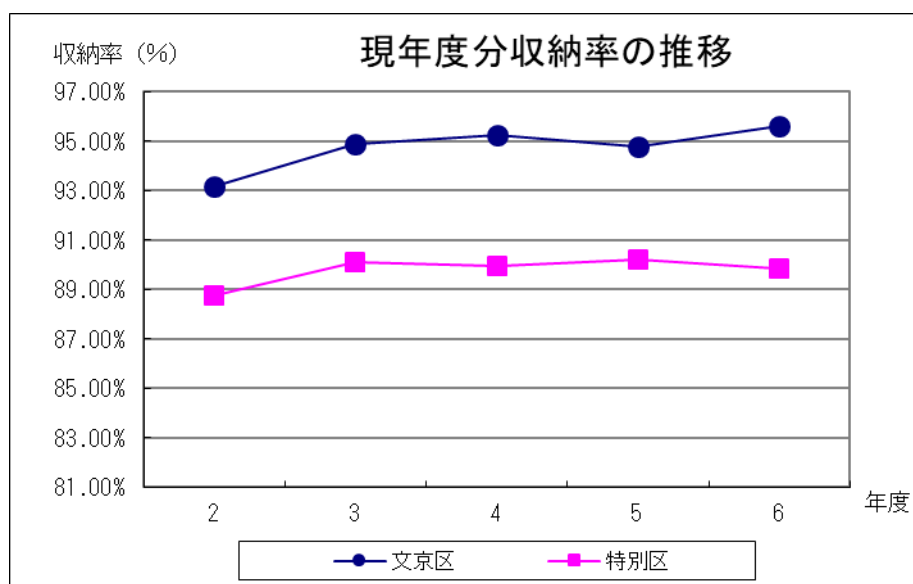
③ 退職被保険者分

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成27年度	28,437,335	9,273,140	3,072	32.61	32.60	0	32.60
平成28年度	19,954,055	5,818,189	0	29.16	29.16	0	29.16
平成29年度	16,734,701	6,253,175	0	37.37	37.37	0	37.37
平成30年度	9,717,795	2,532,427	0	26.06	26.06	0	26.06
令和元年度	6,438,333	862,384	0	13.39	13.39	0	13.39
令和2年度	5,264,082	46,675	0	0.89	0.89	0	0.89
令和3年度	4,914,338	4,112	0	0.08	0.08	0	0.08
令和4年度	5,693	5,693	0	100.00	100.00	0	100.00
令和5年度	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00
令和6年度	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00

7.5 年度別 23 区収納状況

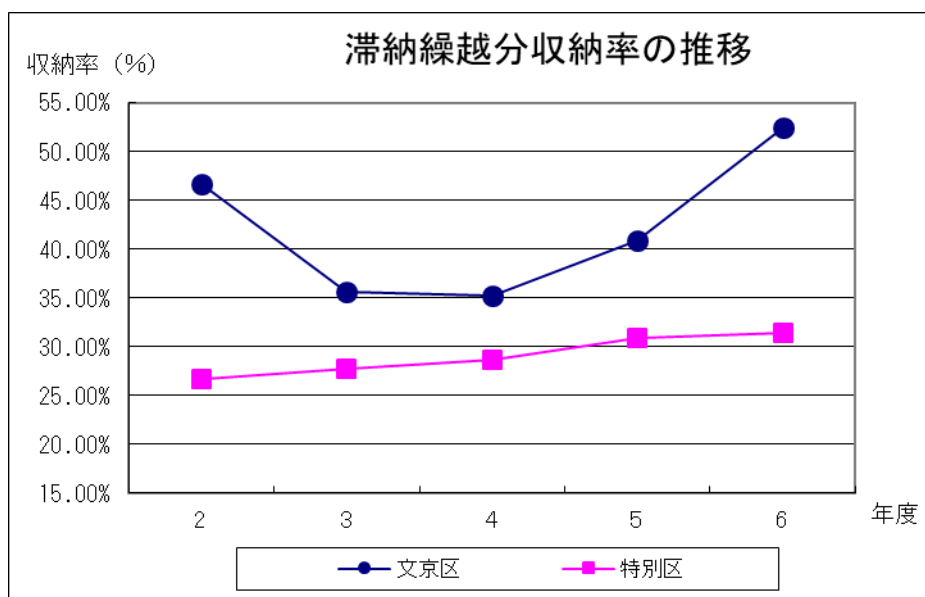
① 現年分

区名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)
千代田	3	92.78	5	92.92	4	93.42	4	93.72	4	92.45
中央	14	88.48	12	90.21	8	90.85	8	90.85	10	90.81
港	18	86.61	20	87.80	22	87.42	22	87.22	22	86.36
新宿	23	82.17	23	84.53	23	84.35	23	84.21	23	83.50
文京	1	93.15	1	94.89	1	95.22	1	94.78	1	95.60
台東	19	86.23	19	88.15	18	88.34	20	88.20	21	87.64
墨田	15	88.19	11	90.32	15	89.18	15	89.36	15	88.76
江東	10	89.20	6	91.52	7	91.13	7	91.75	6	91.51
品川	1	93.15	4	93.02	5	92.19	6	92.41	7	91.45
目黒	4	91.78	3	93.46	3	93.48	2	93.90	2	94.15
大田	8	89.56	17	88.67	14	89.72	12	90.12	11	89.74
世田谷	9	89.55	13	90.00	11	89.95	9	90.74	8	91.10
渋谷	22	84.84	15	89.45	10	90.10	13	89.80	12	89.60
中野	21	85.36	21	87.35	20	87.89	19	88.27	19	87.85
杉並	13	88.72	7	91.26	12	89.90	11	90.15	13	89.32
豊島	16	86.87	16	88.68	19	87.97	17	88.97	17	88.13
北	20	85.60	21	87.35	21	87.61	21	88.08	19	87.85
荒川	12	88.93	9	90.91	6	91.91	5	92.73	5	92.34
板橋	7	89.84	10	90.46	13	89.78	14	89.72	14	89.16
練馬	5	91.53	2	93.50	2	93.64	3	93.80	3	93.24
足立	11	89.11	14	89.52	16	88.78	18	88.79	18	87.86
葛飾	17	86.77	18	88.30	17	88.75	16	89.11	16	88.70
江戸川	6	90.42	8	91.21	9	90.55	10	90.54	9	91.01
計	-	88.76	-	90.10	-	89.94	-	90.21	-	89.85



② 滞納繰越分

年度 区名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)
千代田	16	23.39	17	23.19	19	22.51	16	26.62	20	22.04
中央	8	30.61	10	31.47	9	32.23	13	31.47	11	35.22
港	17	21.39	21	20.74	21	22.22	18	26.51	21	21.23
新宿	22	16.61	18	22.32	22	19.27	21	21.84	19	22.76
文京	1	46.72	4	35.61	5	35.23	6	40.87	2	52.47
台東	13	26.26	13	27.54	7	33.29	10	33.33	13	32.68
墨田	10	29.00	7	32.88	10	32.01	9	35.21	9	37.20
江東	19	20.39	16	23.69	14	26.17	12	32.03	10	35.86
品川	6	32.04	3	36.40	4	38.22	7	39.86	7	40.88
目黒	2	43.84	1	45.72	1	54.68	1	62.07	1	64.97
大田	7	31.34	6	33.51	12	29.53	14	29.67	14	28.12
世田谷	5	32.91	11	29.51	13	29.21	15	29.49	17	26.90
渋谷	20	19.60	14	25.43	17	23.11	20	23.77	16	27.25
中野	23	16.01	23	15.60	23	17.40	23	15.67	22	19.93
杉並	4	34.29	12	28.09	11	30.83	8	35.56	12	34.58
豊島	9	29.81	8	32.77	6	34.83	2	46.82	4	48.27
北	18	20.77	19	22.13	16	24.94	11	32.71	6	43.16
荒川	12	26.43	9	31.75	8	32.49	5	42.48	5	47.04
板橋	11	26.57	5	33.91	3	39.36	4	43.38	3	51.03
練馬	3	39.51	2	42.47	2	43.18	3	43.55	8	39.26
足立	21	17.45	22	20.70	20	22.40	19	24.13	18	24.05
葛飾	15	24.46	20	20.85	18	22.85	22	18.85	23	18.61
江戸川	14	24.76	15	25.01	15	25.28	17	26.59	15	27.60
計	-	26.62	-	27.77	-	28.61	-	30.87	-	31.36



7.6 年度別不納欠損理由一覽

年 度	区 分	所在不明	率(%)	生活困難	率(%)	転 出	率(%)	死 亡	率(%)	合 計
令和 元 年度	金額(円)	146,181,270	47.03	54,534,206	17.54	100,489,367	32.33	9,624,371	3.10	310,829,214
	世帯数	1,926	40.75	615	13.01	2,101	44.46	84	1.78	4,726
令和 2 年度	金額(円)	140,492,295	54.45	39,653,622	15.37	74,444,406	28.85	3,424,750	1.33	258,015,073
	世帯数	2,164	48.78	469	10.57	1,737	39.16	66	1.49	4,436
令和 3 年度	金額(円)	103,163,492	60.12	24,194,067	14.10	42,389,875	24.70	1,856,877	1.08	171,604,311
	世帯数	2,117	56.21	359	9.53	1,245	33.06	45	1.19	3,766
令和 4 年度	金額(円)	91,429,867	58.25	23,448,455	14.94	40,285,666	25.67	1,800,394	1.15	156,964,382
	世帯数	1,701	56.08	311	10.25	975	32.15	46	1.52	3,033
令和 5 年度	金額(円)	28,457,636	25.70	23,152,007	20.91	57,821,774	52.21	1,315,906	1.19	110,747,323
	世帯数	607	24.77	309	12.61	1,493	60.91	42	1.71	2,451
令和 6 年度	金額(円)	20,567,582	29.70	15,484,294	22.36	31,904,950	46.07	1,295,387	1.87	69,252,213
	世帯数	410	25.64	170	10.63	975	60.98	44	2.75	1,599

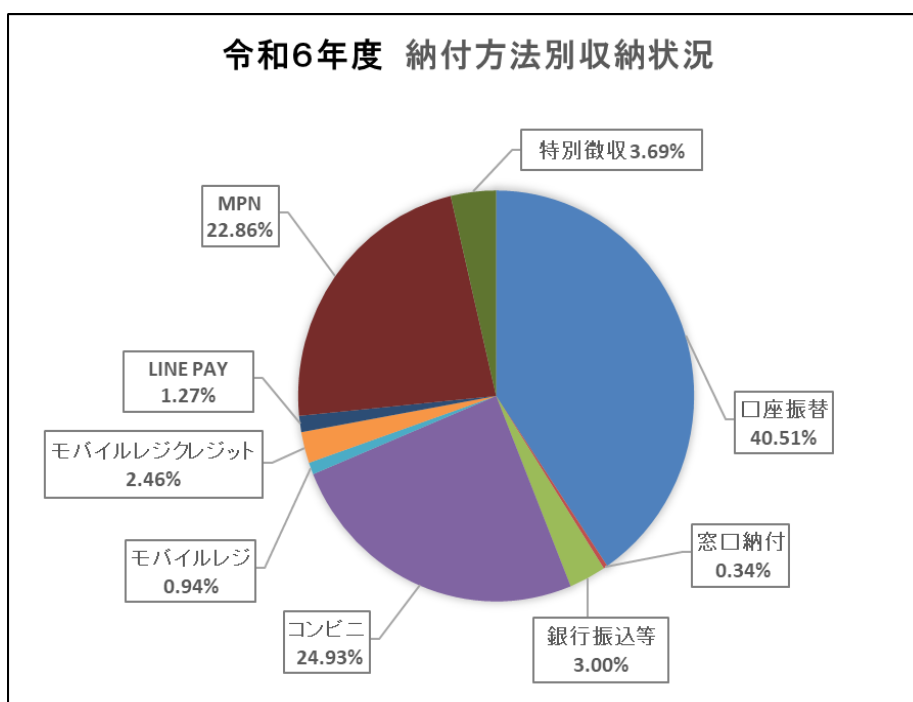
7.7 令和6年度年齢別滞納状況

年 齢	滞納世帯数	短期証発行世帯数	資格証発行世帯数
20歳未満	7	0	0
20歳以上	814	0	41
30歳以上	460	11	55
40歳以上	322	5	62
50歳以上	299	9	71
60歳以上	180	4	38
70歳以上	42	2	9
75歳以上	47	0	1
合計	2,171	31	277

7.8 年度別保険料納付方法別収納状況

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口座振替	件数	80,466	80,839	79,462	77,190	74,646
	収納額（円）	2,351,753,571	2,376,218,783	2,410,898,238	2,329,782,736	2,582,087,984
	構成比	42.73%	43.12%	42.59%	41.15%	40.51%
窓口納付	件数	5,868	5,033	4,315	468	329
	収納額（円）	172,544,902	148,060,884	142,251,575	22,312,516	21,900,509
	構成比	3.14%	2.69%	2.51%	0.39%	0.34%
銀行振込等	件数	24,878	21,570	19,440	18,352	2,930
	収納額（円）	1,328,109,182	1,272,794,287	1,253,496,932	1,166,822,021	191,214,138
	構成比	24.13%	23.10%	22.15%	20.61%	3.00%
コンビニ	件数	66,114	59,853	66,562	71,820	76,997
	収納額（円）	1,367,219,504	1,282,025,162	1,351,159,593	1,516,023,064	1,588,798,840
	構成比	24.84%	23.27%	23.87%	26.78%	24.93%
モバイルレジ	件数		422	1,127	1,692	1,587
	収納額（円）		18,420,570	52,085,780	76,767,640	60,116,251
	構成比	0.00%	0.33%	0.92%	1.36%	0.94%
モバイルクレジット	件数		1,279	2,360	3,408	3,978
	収納額（円）		52,972,221	91,805,576	127,481,683	156,555,623
	構成比	0.00%	0.96%	1.62%	2.25%	2.46%
LINE PAY	件数		3,601	4,183	4,884	3,599
	収納額（円）		87,531,957	101,171,687	111,816,493	81,183,134
	構成比	0.00%	1.59%	1.79%	1.97%	1.27%
MPN	件数				1,309	22,076
	収納額（円）				62,013,055	1,456,989,815
	構成比	0.00%	0.00%	0.00%	1.10%	22.86%
特別徴収	件数	19,444	18,771	17,570	16,630	15,104
	収納額（円）	283,596,955	272,234,100	257,340,538	248,929,455	235,239,128
	構成比	5.15%	4.94%	4.55%	4.40%	3.69%
合計	件数	196,770	191,368	195,019	195,753	201,246
	収納額（円）	5,503,224,114	5,510,257,964	5,660,209,919	5,661,948,663	6,374,085,422
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

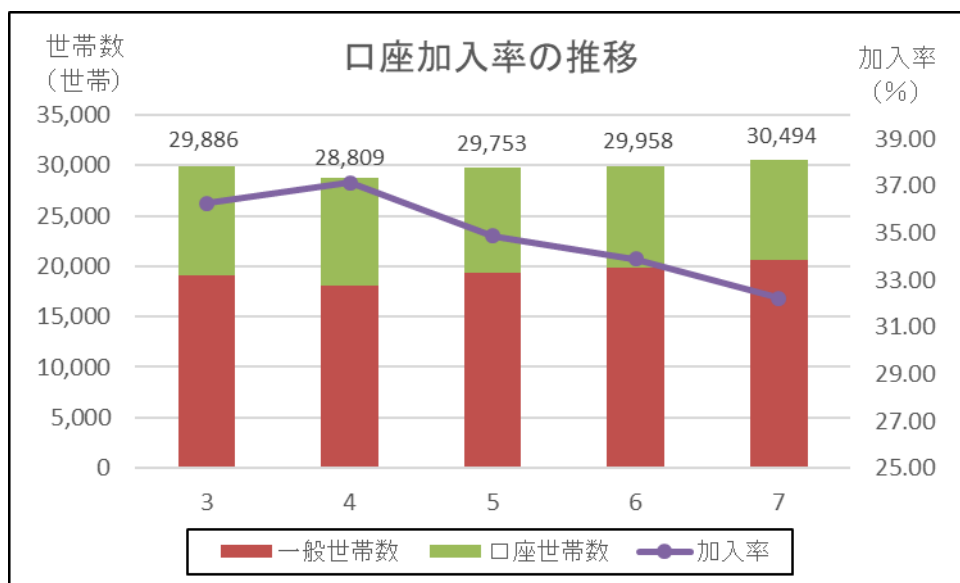
※各年度中の構成比率は、小数点以下第3位を四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。



7.9 年度別口座振替加入状況の推移

基準日：4月1日現在

年度	区分	総世帯数	内 訳		加入率 (%)
			一般世帯	口座世帯	
平成 27 年度		33,596	21,316	12,280	36.55
平成 28 年度		33,176	21,232	11,944	36.00
平成 29 年度		32,453	20,969	11,484	35.39
平成 30 年度		32,166	20,975	11,191	34.79
令和 元 年度		31,998	21,078	10,920	34.13
令和 2 年度		31,283	20,445	10,838	34.65
令和 3 年度		29,886	19,054	10,832	36.24
令和 4 年度		28,809	18,113	10,696	37.13
令和 5 年度		29,753	19,384	10,369	34.85
令和 6 年度		29,958	19,807	10,151	33.88
令和 7 年度		30,494	20,673	9,821	32.21



・7.10 年度別、月別口座振替届出状況

単位：件

年度	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	区分													
平成27年度	新規加入	171	137	91	188	105	283	131	119	131	127	77	70	1,630
	変更	31	19	10	23	14	23	14	14	15	14	17	15	209
	取消	211	135	137	149	146	150	167	143	185	174	178	219	1,994
	計	413	291	238	360	265	456	312	276	331	315	272	304	3,833
平成28年度	新規加入	194	99	75	264	102	268	116	132	109	97	77	65	1,598
	変更	18	11	16	25	14	21	13	18	16	24	16	18	210
	取消	34	176	16	15	16	20	22	38	29	25	20	22	433
	計	246	286	107	304	132	309	151	188	154	146	113	105	2,241
平成29年度	新規加入	153	132	89	243	147	273	148	135	114	125	75	64	1,698
	変更	15	12	12	28	16	17	19	22	12	17	15	20	205
	取消	32	16	9	21	24	23	14	19	31	20	35	17	261
	計	200	160	110	292	187	313	181	176	157	162	125	101	2,164
平成30年度	新規加入	136	117	74	279	130	242	105	111	110	106	104	63	1,577
	変更	14	15	17	33	14	22	11	17	12	15	14	9	193
	取消	24	20	12	11	24	27	16	27	17	15	21	1	215
	計	174	152	103	323	168	291	132	155	139	136	139	73	1,985
令和元年度	新規加入	156	87	53	292	216	224	120	122	140	125	85	78	1,698
	変更	29	8	12	19	16	17	10	15	10	19	4	18	177
	取消	17	12	10	13	16	11	7	14	8	18	7	14	147
	計	202	107	75	324	248	252	137	151	158	162	96	110	2,022
令和2年度	新規加入	140	80	112	241	200	196	117	136	108	142	90	69	1,631
	変更	14	1	6	21	18	14	6	9	17	10	11	8	135
	取消	3	5	6	8	8	6	7	5	1	4	2	0	55
	計	157	86	124	270	226	216	130	150	126	156	103	77	1,821
令和3年度	新規加入	130	99	78	212	121	258	129	109	102	135	93	88	1,554
	変更	8	6	3	16	9	15	12	6	8	8	8	7	106
	取消	0	1	2	1	1	1	2	1	4	5	1	4	23
	計	138	106	83	229	131	274	143	116	114	148	102	99	1,683
令和4年度	新規加入	106	152	134	273	161	311	114	102	134	141	73	107	1,808
	変更	10	7	8	16	6	15	10	4	7	8	7	5	103
	取消	3	7	3	8	13	3	4	9	2	3	2	8	65
	計	119	166	145	297	180	329	128	115	143	152	82	120	1,976
令和5年度	新規加入	115	130	110	214	89	356	158	134	144	113	97	82	1,742
	変更	9	11	9	11	7	12	11	7	7	3	7	7	101
	取消	8	1	2	12	14	5	2	5	6	5	3	4	67
	計	132	142	121	237	110	373	171	146	157	121	107	93	1,910
令和6年度	新規加入	95	99	75	338	145	281	134	133	104	72	80	71	1,627
	変更	5	3	1	16	4	8	5	7	7	4	4	4	68
	取消	3	3	0	22	9	3	3	2	2	4	3	0	54
	計	103	105	76	376	158	292	142	142	113	80	87	75	1,749

7.11 口座振替引落状況

① 令和5年度 令和5年4月～令和6年3月に収納された口座振替結果報告をもとに集計

区分 年月	M T 送付分						納付書処理分	
	送付合計		処理合計		引落不能合計			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
令和5年4月	96	2,537,651	92	2,174,730	4	362,921	1	1,382
5月	19	289,011	19	289,011	0	0	0	0
6月	5	194,581	4	172,683	1	21,898	0	0
7月	9,305	273,257,228	9,141	269,353,493	164	3,903,735	25	1,000,602
8月	9,035	271,452,033	8,870	265,652,870	165	5,799,163	26	1,001,610
9月	9,259	270,524,351	9,061	265,551,745	198	4,972,606	27	1,098,270
10月	8,677	261,340,289	8,519	256,370,614	158	4,969,675	29	1,177,270
11月	8,606	258,783,931	8,428	254,447,900	178	4,336,031	32	1,288,790
12月	8,588	259,472,083	8,415	255,097,954	173	4,374,129	32	1,288,790
令和6年1月	8,461	257,335,086	8,313	253,900,001	148	3,435,085	33	1,319,066
2月	8,386	258,975,271	8,238	253,500,634	148	5,474,637	33	1,319,060
3月	8,278	261,044,711	8,090	253,271,101	188	7,773,610	33	1,373,036
合計	78,715	2,375,206,226	77,190	2,329,782,736	1,525	45,423,490	271	10,867,876

令和5年度調定額(円)	5,648,267,837
口座利用率(%)	42.24%

口座引落率(%)	98.10%
引落不能率(%)	1.90%

② 令和6年度 令和6年4月～令和7年3月に収納された口座振替結果報告をもとに集計

区分 年月	M T 送付分						納付書処理分	
	送付合計		処理合計		引落不能合計			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
令和6年4月	54	1,000,686	50	846,435	4	154,251	0	0
5月	27	451,307	26	449,805	1	1,502	1	3,040
6月	8	378,504	6	231,679	2	146,825	0	0
7月	9,104	357,934,568	8,860	346,234,095	244	11,700,473	33	1,573,950
8月	8,705	288,044,106	8,491	282,188,125	214	5,855,981	30	1,237,810
9月	8,957	293,287,161	8,744	287,324,288	213	5,962,873	31	1,262,772
10月	8,502	286,363,387	8,285	280,296,011	217	6,067,376	31	1,282,350
11月	8,412	283,661,995	8,214	278,072,279	198	5,589,716	32	1,289,030
12月	8,334	284,135,934	8,128	278,392,870	206	5,743,064	33	1,291,490
令和7年1月	8,224	281,776,848	8,037	276,564,676	187	5,212,172	32	1,192,610
2月	8,142	281,691,821	7,957	276,211,859	185	5,479,962	32	1,079,040
3月	8,025	280,437,074	7,848	275,275,862	177	5,161,212	31	1,099,073
合計	76,494	2,639,163,391	74,646	2,582,087,984	1,848	57,075,407	286	11,311,165

令和6年度調定額(円)	6,294,798,359
口座利用率(%)	42.11%

口座引落率(%)	97.85%
引落不能率(%)	2.15%

③ 全期一括振替分(再掲)

	MT送付分					納付書送付分		
	処理合計		引落不能合計		全期一括振替分の口座振替全体に占める割合			全期一括引落不能率(%)
	件数	金額(円)	件数	金額(円)		件数	金額(円)	
令和6年7月	196	60,144,298	6	1,722,666	17.41	2.77%	1	421,487

7.12 均等割保険料の軽減措置等

一定基準以下の所得金額（地方税法第703条の5の規定の例により算出した総所得金額等及び山林所得金額の合計額）の世帯に係わる保険料均等割額を軽減する制度で、下記の基準より減額賦課を行っている。介護分保険料は、40歳～64歳の方に加算される。

① 7割減額該当世帯（条例第19条の2第1号）

総所得金額等 ≤ 430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)
令和7年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額		減額後の保険料額		未就学児の場合
基礎分保険料	47,300円	→	14,190円	→	7,095円
支援金分保険料	16,800円	→	5,040円	→	2,520円
介護分保険料	16,600円	→	4,980円	→	-

② 5割減額該当世帯（条例第19条の2第2号）

総所得金額等 ≤ 430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1) + 305,000円 × 被保険者数
令和7年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額		減額後の保険料額		未就学児の場合
基礎分保険料	47,300円	→	23,650円	→	11,825円
支援金分保険料	16,800円	→	8,400円	→	4,200円
介護分保険料	16,600円	→	8,300円	→	-

③ 2割減額該当世帯（条例第19条の2第3号）

総所得金額等 ≤ 430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1) + 560,000円 × 被保険者数
令和7年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額		減額後の保険料額		未就学児の場合
基礎分保険料	47,300円	→	37,840円	→	18,920円
支援金分保険料	16,800円	→	13,440円	→	6,720円
介護分保険料	16,600円	→	13,280円	→	-

④ 減額なし世帯

令和7年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額		未就学児の場合
基礎分保険料	47,300円	→	23,650円
支援金分保険料	16,800円	→	8,400円
介護分保険料	16,600円	→	-

⑤ 低所得者の保険料の減額（条例第19条の2）

本算定日現在

区分 年度	国保加入 世帯数	減額				7割減額世帯			5割減額世帯			2割減額世帯			合 計		
		基準額 (万円)	加算額 (万円)		世帯数	割合 (%)	減額金額 (円)	世帯数	割合 (%)	減額金額 (円)	世帯数	割合 (%)	減額金額 (円)	世帯数	割合 (%)	減額金額 (円)	
			5割	2割													
平成30年度	32,566	33.0	27.5	50.0	7,527	23.1%	324,827,510	2,324	7.1%	94,637,925	2,039	6.3%	34,896,030	11,890	36.5%	454,361,465	
令和元年度	32,230	33.0	28.0	51.0	7,940	24.6%	344,231,046	2,354	7.3%	94,422,974	1,961	6.1%	33,728,450	12,255	38.0%	472,382,470	
令和2年度	31,202	33.0	28.5	52.0	6,945	22.3%	309,798,442	2,169	7.0%	86,028,475	1,828	5.9%	31,002,100	10,942	35.1%	426,829,017	
令和3年度	29,723	43.0	28.5	52.0	8,475	28.5%	373,787,075	2,232	7.5%	89,407,082	1,932	6.5%	31,756,312	12,639	42.5%	494,950,469	
令和4年度	31,205	43.0	28.5	52.0	9,327	29.9%	421,949,395	2,128	6.8%	88,402,771	1,755	5.6%	30,073,226	13,210	42.3%	540,425,392	
令和5年度	31,402	43.0	29.0	53.5	9,878	31.5%	481,027,489	2,126	6.8%	94,950,831	1,793	5.7%	33,593,189	13,797	43.9%	609,571,509	
令和6年度	30,466	43.0	29.5	54.5	9,548	31.3%	503,577,348	2,048	6.7%	99,936,325	1,774	5.8%	34,715,136	13,370	43.9%	638,228,809	
令和7年度	30,541	43.0	29.5	54.5	9,550	31.3%	489,546,533	2,020	6.6%	94,421,035	1,639	5.4%	30,949,950	13,209	43.3%	614,917,518	

⑥ 未就学児の均等割額の減額（条例第19条の4）

本算定日現在

区分 年度	国保加入 世帯数	7割減額世帯			5割減額世帯			2割減額世帯			均等割減額なし世帯			合 計		
		世帯数	割合 (%)	減額金額 (円)	世帯数	割合 (%)	減額金額 (円)	世帯数	割合 (%)	減額金額 (円)	世帯数	割合 (%)	減額金額 (円)	世帯数	割合 (%)	減額金額 (円)
令和4年度	31,205	95	0.3%	886,869	51	0.2%	842,172	41	0.1%	1,087,566	404	1.3%	12,901,025	591	1.9%	15,717,632
令和5年度	31,402	103	0.3%	1,025,454	41	0.1%	746,242	40	0.1%	1,097,826	387	1.2%	13,417,317	571	1.8%	16,286,839
令和6年度	30,466	86	0.3%	960,219	42	0.1%	780,365	43	0.1%	1,436,640	364	1.2%	13,961,865	535	1.8%	17,139,089
令和7年度	30,541	87	0.3%	920,634	32	0.1%	560,875	40	0.1%	1,196,530	346	1.1%	13,250,000	505	1.7%	15,928,039

7.13 算定方式変更に伴う経過措置

算定方式の変更に伴い、保険料負担が増加する階層が生じることから、3段階の区分で、旧ただし書き所得から一定率を控除する経過措置を2年間（平成23～24年度）実施した。

以下のア～ウに該当する場合は、減額後の算定額が算定基礎額となる。

ア 住民税非課税で、旧ただし書き所得がある場合

→ 旧ただし書き所得から、75%を減額

イ 課税標準額が100万以下で、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える場合

→ 旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額

ウ 課税標準額が100万を超え、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える場合

→ 旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額

なお、25年度及び26年度は、住民税非課税者で旧ただし書き所得がある場合を対象に、所得割額の算定基礎額の減額を実施した(25年度は旧ただし書き所得から50%を減額、26年度は旧ただし書き所得から25%を減額)。

7.14 被用者保険の被扶養者だった方への緩和措置

75歳に達する被用者保険被保険者に扶養されていた65歳から74歳の被保険者は、申請により所得割額を免除し、均等割額を資格取得日から2年間に限り、1/2に減額する。なお、均等割額の減免期間は、厚生労働省の通知に基づいて令和元年度より設けられた。

	世帯数	被保険者数	減免額(円)
令和2年度	167	167	7,343,554
令和3年度	173	173	5,297,380
令和4年度	203	203	6,961,403
令和5年度	237	237	7,526,610
令和6年度	258	258	10,204,718

7.15 非自発的失業者（倒産・解雇等の理由により離職された方）に対する軽減措置

平成21年3月31日以降に離職した、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者で、離職時65歳未満の方を対象とし、届出により該当される方の給与所得を30/100としたうえで保険料を算定する。ただし、軽減期間は離職日の翌日の属する月から翌年度末までとなる。なお、届出の内容は高額療養費の所得区分判定にも適用される。

7.16 保険料一般減免状況

下記の基準により生活が著しく困難となった者のうち、減免が必要と認められる場合、減額または免除を行っている。（文京区国民健康保険条例施行規則第12条）

- ア 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に甚大な損害を受け、若しくは資産を盗まれたとき
- イ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
- ウ 事業又は業務について甚大な損害を受けたとき
- エ 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき

区分 年度	減 額		免 除		合 計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成27年度	0	0	15	2,023,960	15	2,023,960
平成28年度	0	0	13	1,468,103	13	1,468,103
平成29年度	0	0	12	999,070	12	999,070
平成30年度	0	0	18	1,175,010	18	1,175,010
令和元年度	0	0	11	1,243,713	11	1,243,713
令和2年度	0	0	15	1,250,292	15	1,250,292
令和3年度	0	0	13	569,134	13	569,134
令和4年度	0	0	13	676,829	13	676,829
令和5年度	0	0	19	1,049,183	19	1,049,183
令和6年度	0	0	22	1,462,248	22	1,462,248

※退職者分を含む。

7.17 均等割賦課、限度額超過世帯等の世帯数と保険料額

年度	区分	世帯数	人数	金額 (円)	世帯構成比	人数構成比
					(%)	(%)
平成27年度	限度額超過	1,880	3,834	1,355,180,000	4.62	8.16
	均等割賦課	17,102	19,496	414,538,656	42.03	41.47
	その他	21,708	23,677	3,961,723,946	53.35	50.37
	合計	40,690	47,007	5,731,442,602	100	100
平成28年度	限度額超過	1,847	3,611	1,351,590,000	4.59	8.02
	均等割賦課	16,995	19,141	411,141,219	42.23	42.53
	その他	21,400	22,254	4,027,595,300	53.18	49.45
	合計	40,242	45,006	5,790,326,519	100	100
平成29年度	限度額超過	1,963	3,735	1,396,500,000	4.92	8.53
	均等割賦課	17,404	19,496	438,892,167	43.62	44.51
	その他	20,528	20,567	3,963,998,735	51.46	46.96
	合計	39,895	43,798	5,799,390,902	100	100
平成30年度	限度額超過	1,675	3,244	1,344,020,000	4.18	7.55
	均等割賦課	17,728	19,832	444,305,710	44.19	46.18
	その他	20,714	19,866	4,011,432,702	51.63	46.26
	合計	40,117	42,942	5,799,758,412	100	100
令和元年度	限度額超過	1,576	2,988	1,352,480,000	3.98	7.17
	均等割賦課	17,715	19,780	443,491,454	44.73	47.48
	その他	20,316	18,893	3,903,575,166	51.29	45.35
	合計	39,607	41,661	5,699,546,620	100	100
令和2年度	限度額超過	1,590	3,032	1,337,140,000	4.41	7.86
	均等割賦課	15,593	17,429	418,047,910	43.30	45.17
	その他	18,829	18,125	3,603,910,342	52.29	46.97
	合計	36,012	38,586	5,359,098,252	100	100
令和3年度	限度額超過	1,706	3,120	1,381,530,000	4.87	8.36
	均等割賦課	14,848	16,644	386,387,438	42.41	44.58
	その他	18,456	17,571	3,587,049,765	52.72	47.06
	合計	35,010	37,335	5,354,967,203	100	100
令和4年度	限度額超過	1,741	3,104	1,615,660,000	4.64	8.20
	均等割賦課	17,716	19,543	426,992,476	47.22	51.65
	その他	18,064	15,190	3,489,190,483	48.14	40.15
	合計	37,521	37,837	5,531,842,959	100	100
令和5年度	限度額超過	1,484	2,662	1,431,080,000	3.88	6.98
	均等割賦課	18,664	20,908	479,264,992	48.82	54.81
	その他	18,081	14,576	3,678,690,855	47.30	38.21
	合計	38,229	38,146	5,589,035,847	100	100
令和6年度	限度額超過	1,986	3,404	1,862,890,000	5.17	9.02
	均等割賦課	19,265	21,577	535,752,571	50.15	57.15
	その他	17,165	12,777	4,916,737,666	44.68	33.84
	合計	38,416	37,758	6,243,875,095	100	100

※各年度の途中で国保の資格を喪失した者のデータも含んでいるため、各年度末の国保加入者数とは異なる。

※区分欄の「限度額超過」とは、賦課額が限度額である世帯のことである。

※区分欄の「均等割賦課」とは、均等割のみが賦課されている世帯のことである。所得割は賦課されていない。

8 保健事業

被保険者の健康維持増進を目的として、次のような保健事業を行っている。

8.1 指定保養施設

近県の旅館、ホテル、温浴施設と指定契約を結び、被保険者の利用に供している。

① 宿泊施設一覧（8施設）

ア、国保指定旅館

（令和7年8月1日現在）

県	地名	施設名	県	地名	施設名
群馬	上牧	ホテル辰巳館	静岡	下田（蓮台寺）	クアハウス石橋旅館
長野	鹿教湯	つるや旅館	千葉	南房総千倉	魚拓荘鈴木屋
	軽井沢	ペンション・ラブラドル		館山	館山リゾートホテル

イ、協定施設

県	地名	施設名
福島	いわき	いわき藤間温泉ホテル湊
大分	日田	日田天領水の宿

② 宿泊施設利用状況

（年度末時点）

年度	契約施設数	利用件数	利用人数
令和2年度	14	10	49
令和3年度	12	21	52
令和4年度	15	16	31
令和5年度	13	13	30
令和6年度	8	1	26



③ 日帰り温浴施設一覧

（令和7年8月1日現在）

地名	施設名
豊島区	タイムズスパ・レスタ

8.2 日帰り温泉施設利用補助金事業

区内にある温泉施設「東京ドーム天然温泉スパ ラクーア」と契約し、割引料金で入館できる利用券を配布する。(年1回・応募制)

ア 実施期間 通年

イ 利用補助額 1枚1,200円 ※利用者負担額は、協定料金から利用補助額を差し引いた金額

スパ入館料		一般料金	協定料金	利用者負担額
大人 (18歳以上)	ベーシック	3,500円	2,860円	1,660円
	全日	4,500円	3,850円	2,650円
子供 (6歳～17歳)	ベーシック	3,200円	2,640円	1,440円
	全日	4,200円	3,630円	2,430円

※ベーシックとは平日(施設の設定する日を除く)、全日とは、土日祝(施設の設定する特定日を含む)になります。

ウ 配付実績

(令和7年8月1日現在)

年 度	応募総数	当選者数	配布枚数	備 考
令和3年度	1,035	999	1,998	1人あたり2枚
令和4年度	1,530	1,411	2,822	1人あたり2枚
令和5年度	1,707	1,589	3,178	1人あたり2枚
令和6年度	1,700	1,620	3,240	1人あたり2枚
令和7年度	1,753	1,663	3,326	1人あたり2枚

8.3 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とは、高血糖・高血圧・脂質代謝異常といった生活習慣病の危険因子を2つ以上持った状態のことをいう。区では、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・解消を目的とした健診・保健指導を行っている。

① 特定健康診査(無料)

ア 対象者

年度内に満40歳～74歳になる方で、4月1日から継続して文京区国民健康保険に加入している方

イ 健診項目

【基本項目】

問診、身体計測、理学的検査(診察・血圧測定等)、尿検査(尿糖・尿蛋白)、血液検査(脂質検査[中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール]・血糖検査[血糖、HbA1c]・肝機能検査[GOT、GPT、γ-GTP])

【医師の判断で実施する項目】

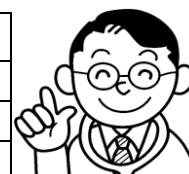
貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)・心電図検査・眼底検査・血液検査(血清尿酸・クレアチニン)・胸部レントゲン検査

ウ 会場

区内の指定医療機関

エ 対象者・受診者数等

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者	24,399人	24,189人	23,489人	22,024人	21,202人
受診者	10,944人	9,628人	10,104人	9,578人	9,392人
受診率	44.9%	39.8%	43.0%	43.5%	44.3%



② 特定保健指導（無料）

ア 対象者

特定健康診査で、メタボリックシンドローム該当者及び予備群と判定された方で、保健指導が必要と認められた方

イ 会場

区の指定する施設

ウ 対象者・終了者数等

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者	1,109人	965人	1,024人	949人	955人
終了者	137人	141人	122人	138人	103人
実施率	12.4%	14.6%	11.9%	14.5%	10.8%



8.4 糖尿病性腎症重症化予防事業（無料）

糖尿病性腎症の重症化による人工透析への移行防止等を目的とした、医療機関受診勧奨・保健指導等を行っている。なお、後期高齢者医療制度へ移行した者についても、データ連携を図り、一体的に実施する。

ア 対象者

前年度特定健康診査受診者のうち、次の(a)かつ(b)に該当する者

(a) 空腹時血糖 126ml/dl 以上 又は HbA1c 6.5%以上

(b) eGFR 60ml/分/1.73 m²未満 又は 尿蛋白(±)以上

イ 実施内容

(a) 医療機関受診勧奨

糖尿病にかかる服薬「なし」の者に対する手紙や電話等による医療機関への受診勧奨

(b) 保健指導

糖尿病にかかる服薬「あり」の者に対する医療機関と連携した保健指導

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療機関受診勧奨対象者	135人	117人	107人	112人	95人
保健指導対象者	175人	172人	166人	146人	141人
医療機関受診勧奨受診者	1人	2人	5人	5人	3人
保健指導終了者	17人	19人	17人	13人	18人

※令和元年度から実施

(c) フォローアップ

前年度の保健指導終了者（文京区国民健康保険資格喪失者は対象外）に対し、フォローアップの保健指導を行う。なお、後期高齢者医療制度へ移行した者は、後期高齢者医療制度においてフォローアップを実施する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
フォローアップ対象者	23人	12人	15人	11人	13人
フォローアップ保健指導終了者	10人	6人	5人	0人	7人

※令和2年度から実施

9 国民健康保険事業決算状況

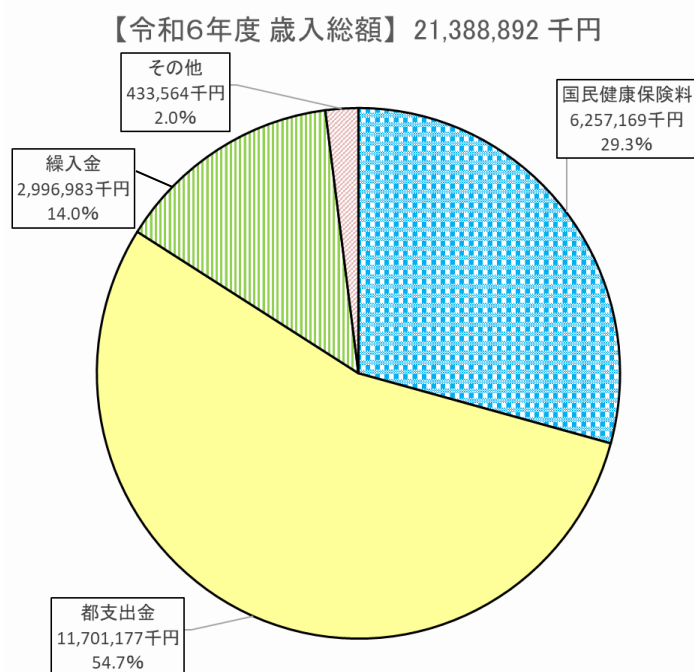
令和6年度の国民健康保険特別会計決算は、歳入は総額で213億8,889万2千円となり、前年度と比較して、額で7億6,081万8千円、率で約3.7%の増となっている。

また、歳出は総額205億7,646万1千円となり、額で3億364万8千円、率で約1.5%の増となっている。歳入・歳出の特徴をみると、以下のとおりとなる。

9.1 令和6年度歳入決算状況

歳入では、本特別会計の基本的な財源となる保険料が、62億5,716万9千円で、対前年度比で7億671万5千円の増となった。

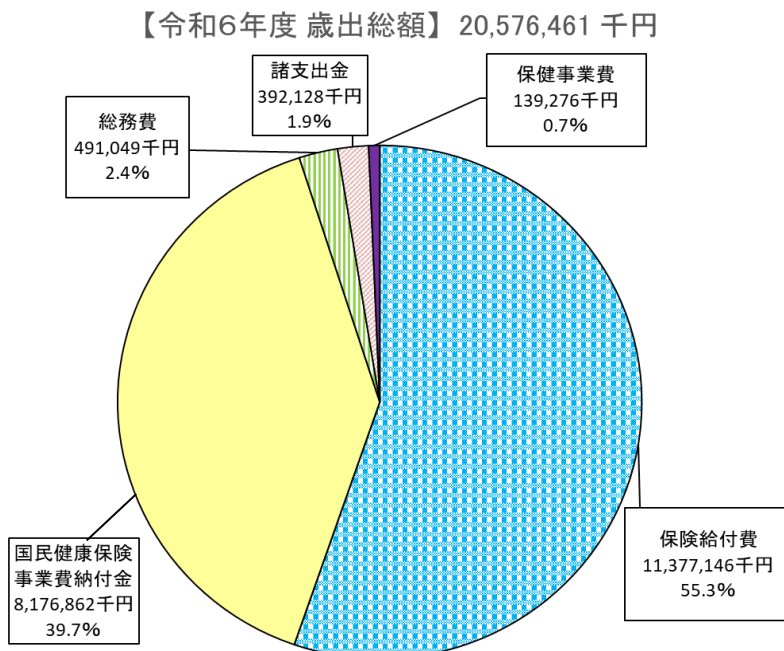
また、保険給付等に要する経費が都から交付されるため、都支出金が117億117万7千円となり、歳入全体の54.7%を占めている。



9.2 令和6年度歳出決算状況

歳出では、その中心となる保険給付費が113億7,714万6千円と全体の55.3%を占め対前年度比で1億9,602万2千円の減となっている。

また、都において算出した納付金を納付する仕組みとなっているため、国民健康保険事業費納付金が、81億7,686万2千円と歳出全体の39.7%を占めている。



※円グラフの計数及び各項目の金額については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数を調整していないため、合計値と一致しない場合がある。

9.3 過去3年間の決算状況

【歳入】

科目	年度 区分	令和6年度(年間平均被保険者数38,036人)				令和5年度(年間平均被保険者数38,385人)				令和4年度(年間平均被保険者数38,611人)			
		予算現額 (円)	収入済額 (円)	予算現額に対する増減額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	収入済額 (円)	予算現額に対する増減額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	収入済額 (円)	予算現額に対する増減額 (円)	構成比 (%)
1	国民健康保険料	5,783,279,000	6,257,169,116	473,890,116	29.3	5,538,072,000	5,550,454,203	12,382,203	26.9	5,225,678,000	5,490,040,375	264,362,375	27.3
2	一部負担金	2,000	0	△ 2,000	0.0	2,000	0	△ 2,000	0.0	2,000	0	△ 2,000	0.0
3	使用料及び手数料	60,000	92,100	32,100	0.0	60,000	77,100	17,100	0.0	60,000	85,200	25,200	0.0
4	国庫支出金	46,761,000	46,846,000	85,000	0.2	650,000	776,000	126,000	0.0	2,307,000	2,306,000	△ 1,000	0.0
5	都支出金	12,066,846,000	11,701,176,530	△ 365,669,470	54.7	12,196,656,000	11,957,634,421	△ 239,021,579	58.0	11,842,851,000	11,889,156,261	46,305,261	59.1
6	繰入金	2,996,983,000	2,996,982,716	△ 284	14.0	2,502,242,000	2,502,240,454	△ 1,546	12.1	2,011,988,000	2,011,987,578	△ 422	10.0
7	繰越金	355,263,000	355,261,409	△ 1,591	1.7	580,252,000	580,250,890	△ 1,110	2.8	682,977,000	682,975,867	△ 1,133	3.4
8	諸収入	19,828,000	31,364,125	11,536,125	0.1	23,611,000	36,641,201	13,030,201	0.2	20,304,000	28,084,496	7,780,496	0.1
合計		21,269,022,000	21,388,891,996	119,869,996	100.0	20,841,545,000	20,628,074,269	△ 213,470,731	100.0	19,786,167,000	20,104,635,777	318,468,777	100.0

【歳出】

科目	年度 区分	令和6年度(年間平均被保険者数38,036人)				令和5年度(年間平均被保険者数38,385人)				令和4年度(年間平均被保険者数38,611人)			
		予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	構成比 (%)
1	総務費	502,770,000	491,048,700	11,721,300	2.4	470,548,000	446,580,325	23,967,675	2.2	445,041,000	430,218,143	14,822,857	2.2
2	保険給付費	11,991,183,000	11,377,145,997	614,037,003	55.3	12,030,144,000	11,573,168,179	456,975,821	57.1	11,763,518,000	11,594,311,951	169,206,049	59.4
3	国民健康保険事業費納付金	8,176,866,000	8,176,861,922	4,078	39.7	7,457,846,000	7,457,842,325	3,675	36.8	6,612,717,000	6,612,715,269	1,731	33.9
4	保健事業費	151,389,000	139,275,806	12,113,194	0.7	176,053,000	153,326,498	22,726,502	0.8	167,625,000	146,036,122	21,588,878	0.7
5	諸支出金	396,814,000	392,128,382	4,685,618	1.9	656,954,000	641,895,533	15,058,467	3.2	747,266,000	741,103,402	6,162,598	3.8
6	予備費	50,000,000	0	50,000,000	0.0	50,000,000	0	50,000,000	0.0	50,000,000	0	50,000,000	0.0
合計		21,269,022,000	20,576,460,807	692,561,193	100.0	20,841,545,000	20,272,812,860	568,732,140	100.0	19,786,167,000	19,524,384,887	261,782,113	100.0

（令和6年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

事業開始年月日	年 月 日
---------	-------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	500,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在			
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		30,026			
被 保 険 者 数	総数	37,772	681	10,102	4,636
	退職被保険者等	0	0		
	一般被保険者	37,772	681	10,102	4,636

		年度平均			
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		30,057			
被 保 険 者 数	総数	38,036	645	10,475	4,924
	退職被保険者等	0	0		
	一般被保険者	38,036	645	10,475	4,924

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	12,854	13,040
介護保険第2号世帯数	11,500	11,670
	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

	年度平均
標準負担額の減額状況	482
	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	60

被 保 険 者 増 減 内 訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		6,575	4,220	5,316	40	105	0	370	12,406
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
		5,334	3,132	5,067	87	189	1,591	513	12,781

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	51	0	51		1	0

様式 1 4 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)
(令和6年度)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

収 入				支 出					
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
		円	円	円			円	円	円
保険料 △税 ▽	一般被 保険 者 分	医療給付費分	4,287,294,553		保 険 給 付 費	総務費	491,048,700		
		後期高齢者支援金分	1,449,903,568	1,449,903,568		療養給付費	9,730,307,093		
		介護納付金分	519,970,995			療養費	93,995,146		
		一般被保険者分計	6,257,169,116	1,449,903,568		519,970,995	小計	9,824,302,239	
	退職被 保険 者 分	医療給付費分	0		高額療養費	1,408,153,837			
	後期高齢者支援金分	0	0	高額介護合算療養費	3,581,605				
	介護納付金分	0		移送費	0				
	退職被保険者等分計	0	0	0	0				
	計	6,257,169,116	1,449,903,568	519,970,995	出産育児諸費	59,888,377			
都道府県 支出金	国庫支出金	46,846,000			葬祭諸費	9,520,000			
	△交付金	△特別交付金	△保険給付費等		育児諸費	0			
	保険給付費等交付金(普通交付金)	11,454,081,530			その他	14,702,063			
	保険者努力支援分	56,908,000			一般被保険者分計	11,320,148,121			
	特別調整交付金分	40,615,000			療養給付費	0			
	都道府県繰入金(2号分)	107,416,000			療養費	0			
	特定健康診査等負担金	42,156,000			小計	0			
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	247,095,000			高額療養費	0			
	財政安定化基金交付金	0			高額介護合算療養費	0			
	その他	0			移送費	0			
計	11,701,176,530			退職被保険者等分計	0				
一般会計 繰入金	連合会支出金	0			審査支払手数料	56,997,876			
	保険基盤安定(保険料(税)軽減分)	727,709,580	170,284,950	50,697,900	計	11,377,145,997			
	保険基盤安定(保険者支援分)	467,239,613	109,495,614	32,751,348	事業費 △国民健康 保険 事業費 納付金	医療給付費分			
	未就学児均等割保険料(税)	16,363,793	4,115,868			一般被保険者分	5,717,220,481		
	職員給与等	444,902,000				退職被保険者等分	0		
	産前産後保険料(税)	18,598,923	4,494,240			医療給付費分計	5,717,220,481		
	出産育児一時金等	42,000,000				一般被保険者分	1,826,601,259	1,826,601,259	
	財政安定化支援事業	0				退職被保険者等分	0	0	
	その他	1,280,168,807				後期高齢者支援金等分計	1,826,601,259	1,826,601,259	
	計	2,996,982,716	288,390,672	83,449,248		介護納付金分	633,040,182		633,040,182
直診勘定繰入金	0			計		8,176,861,922	1,826,601,259	633,040,182	
その他の収入	31,456,225			財政安定化基金拠出金		0			
小計(単年度収入) A	21,033,630,587	1,738,294,240	603,420,243	保健事業費	7,868,694				
				特定健康診査等事業費	131,407,112				
				健康管理センター事業費	0				
				計	139,275,806				
				保険給付費等交付金償還金	143,572,100				
				直診勘定繰出金	0				
				その他の支出	248,556,282	7,731,966	3,122,637		
				小計(単年度支出) B	20,576,460,807	1,834,333,225	636,162,819		
				単年度収支差(A-B)	457,169,780	-96,038,985	-32,742,576		
基金繰入金 C	0			基金積立金 F	0				
繰越金 D	355,261,409			前年度繰上充用金 G	0				
市町村債 E	0			公債費 H	0				
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0				
収入合計 (A+C+D+E)	21,388,891,996			支出合計 (B+F+G+H)	20,576,460,807				
				収支差引残(収入合計-支出合計)	812,431,189				
				うち次年度への繰越金 I	812,431,189				
				うち基金積立金 J	0				

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	0	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	0		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	金額(円)		科 目	金額(円)	
基金保有額 a	0		繰上充用金(当年度赤字額) e	0	
次年度への繰越金 b	812,431,189		市町村債残高 f	0	
貸付金等 c	0		うち財政安定化基金貸付金残高	0	
その他の資産 d	0		その他の負債 g	0	
資産合計 (a+b+c+d)	812,431,189		負債合計 (e+f+g)	0	
			純資産(資産合計-負債合計)	812,431,189	

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

○経理状況

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料 (税)	現年分	6,294,798,359	6,017,593,621	23,028,076	3,148,839	274,055,899	0
	滞納繰越分	405,112,421	212,563,984	3,983,435	66,103,374	126,445,063	0
	計	6,699,910,780	6,230,157,605	27,011,511	69,252,213	400,500,962	0

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
△ 一般被 保険給 付者 分 費 V	療養給付費	計	9,711,448,829	9,730,307,093	13,906,442	4,951,822
		現年度分(再掲)	9,711,448,829	9,730,307,093	13,906,442	4,951,822
	療養費	計	93,862,059	93,995,146	95,092	37,995
		現年度分(再掲)	93,862,059	93,995,146	95,092	37,995
	高額療養費		1,405,873,430	1,408,153,837	1,142,351	1,138,056
	高額介護合算療養費		3,581,605	3,581,605	0	0
	移送費		0	0	0	0
	その他の保険給付費		82,906,073	84,110,440	1,420,000	0
						215,633

4. 市町村標準保険料 (税) 率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
8.93	0.00	53,801	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.88	0.00	16,915	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.33	0.00	16,890	0

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
95.60%	52.47%	92.99%

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 9	
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 7,633,687	千円 506,727	千円 10,917	千円 1,033	千円 90	千円 6,101	千円 2,610,997	1増・②減	千円 178,126	千円 4,319,696	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 5,712,306	千円 0	千円 1,921,381	千円 0	% 8.69	% 0.00	円 49,100	円 0			
74.83%	0.00%	25.17%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	(低所得者分)	(未就学児分)	(産前産後分)					
千円 65,734,241	千円 0	30,698	14,363	478	30	1	670	1,744	39,132	千円 650
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 9	
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 2,486,237	千円 170,285	千円 3,669	千円 337	千円 30	千円 2,082	千円 794,216	1増・②減	千円 59,276	千円 1,456,342	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 1,840,559	千円 0	千円 645,678	千円 0	% 2.80	% 0.00	円 16,500	円 0			
74.03%	0.00%	25.97%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	(低所得者分)	(未就学児分)	(産前産後分)					
千円 65,734,241	千円 0	30,698	14,363	478	30	1	670	1,477	39,132	千円 240
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 9	
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 885,890	千円 50,698	千円 0	千円 42	千円 4	千円 46	千円 306,120	1増・②減	千円 10,220	千円 518,760	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 663,882	千円 0	千円 222,008	千円 0	% 2.14	% 0.00	円 16,500	円 0			
74.94%	0.00%	25.06%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	(低所得者分)	(未就学児分)	(産前産後分)					
千円 31,022,543	千円 0	12,026	4,757	0	4	1	9	862	13,455	千円 170
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

○ 保険給付状況
1. 医療給付の状況
(1) 全体

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	630,356	13,411,969,680	9,711,335,789	3,245,304,006	455,329,885
食事療養・生活療養（再掲）	5,622	143,847,211	69,155,427	72,647,812	2,043,972
食事療養・生活療養	21		113,040	-113,040	0
療養費等					
診療費	1,471	31,037,640	21,852,982	8,185,225	999,433
補装具	301	12,040,610	8,828,587	2,655,117	556,906
柔道整復師	9,495	65,097,071	46,869,558	17,699,391	528,122
アンマ・マッサージ	490	17,349,345	12,912,644	2,528,717	1,907,984
ハリ・キュウ	368	4,390,318	3,178,321	1,115,818	96,179
その他	35	273,049	219,967	53,082	0
小計	12,160	130,188,033	93,862,059	32,237,350	4,088,624
海外療養費（再掲）	73	3,062,590	2,150,341	881,079	31,170
移送費	0	0	0	0	0
計	642,537	13,542,157,713	9,805,310,888	3,277,428,316	459,418,509

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	280,521	6,647,875,128	4,974,167,711	1,578,957,907	94,749,510
食事療養・生活療養（再掲）	2,860	69,096,020	31,892,718	37,082,974	120,328
食事療養・生活療養	4		11,600	-11,600	0
療養費等					
療養費	4,587	53,061,500	39,817,937	11,941,534	1,302,029
海外療養費（再掲）	4	109,420	83,122	26,298	0
移送費	0	0	0	0	0
計	285,112	6,700,936,628	5,013,997,248	1,590,887,841	96,051,539

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	136,041	3,407,797,232	2,714,017,237	657,516,239	36,263,756
食事療養・生活療養（再掲）	1,596	40,376,554	19,704,222	20,648,484	23,848
食事療養・生活療養	4		11,600	-11,600	0
療養費等					
療養費	2,220	26,401,268	21,120,532	4,619,252	661,484
海外療養費（再掲）	2	65,280	52,224	13,056	0
移送費	0	0	0	0	0
計	138,265	3,434,198,500	2,735,149,369	662,123,891	36,925,240

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	32,765	722,270,474	503,531,882	209,513,106	9,225,486
食事療養・生活療養（再掲）	288	5,340,844	1,681,154	3,605,610	54,080
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	467	4,042,539	2,829,666	1,212,873	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	33,232	726,313,013	506,361,548	210,725,979	9,225,486

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	12,244	173,297,909	138,088,346	9,072,391	26,137,172
食事療養（再掲）	116	1,230,309	434,269	641,570	154,470
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	67	639,984	511,984	5,238	122,762
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	12,311	173,937,893	138,600,330	9,077,629	26,259,934

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総 数	件 数	2,031	7,472	2,127	1,971	3,060	2,945	1,925	21,531	11,211
	高額療養費(円)	44,142,234	74,739,234	250,476,486	174,653,820	534,109,378	124,418,623	203,333,655	1,405,873,430	1,246,142,603
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	1,322	6,656	886	1,181	1,756	2,442	1,086	15,329	
	高額療養費(円)	23,884,626	59,788,751	106,719,382	99,008,605	281,474,421	85,636,602	72,593,078	729,105,465	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	723	6,040	140	466	1,091	2,214	899	11,573	
	高額療養費(円)	8,260,568	44,212,806	11,771,448	35,312,880	142,273,446	66,875,643	37,559,274	346,266,065	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	150	156	74	133	123	24	33	693	
	高額療養費(円)	3,377,427	6,964,308	11,235,377	11,140,949	27,201,437	1,700,693	2,301,178	63,921,369	
(再掲) 未就学児分	件 数	0	5	0	4	36	4	20	69	
	高額療養費(円)	0	16,861	0	431,244	3,814,833	409,453	3,485,960	8,158,351	
長期高額特定疾病該当者数								127 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	93
給付額 (円)	3,581,605

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数 (件)	117	136	1	0	14,195	14,449
給付額 (円)	58,580,000	9,520,000	7,447	0	14,694,616	82,802,063

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	5,973 ^件	83,266 ^日	4,108,542,569 ^円
	入院外	311,820	453,881	5,262,806,674
	歯科	85,198	131,575	1,071,586,658
	小計	402,991	668,722	10,442,935,901
調剤		224,015	(264,874 枚)	2,516,190,058
食事療養・生活療養		(5,622)	(207,620 回)	143,847,211
訪問看護		3,350	26,186	308,996,510
合計		630,356	694,908	13,411,969,680

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	2,974 ^件	39,938 ^日	2,243,946,607 ^円
	入院外	138,686	211,233	2,604,886,301
	歯科	36,684	57,803	459,144,510
	小計	178,344	308,974	5,307,977,418
調剤		101,086	(117,657 枚)	1,144,091,680
食事療養・生活療養		(2,860)	(99,828 回)	69,096,020
訪問看護		1,091	10,165	126,710,010
合計		280,521	319,139	6,647,875,128

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	1,652 ^件	23,212 ^日	1,236,168,937 ^円
	入院外	68,594	105,518	1,254,842,461
	歯科	17,695	28,344	228,526,960
	小計	87,941	157,074	2,719,538,358
調剤		47,507	(58,770 枚)	572,681,530
食事療養・生活療養		(1,596)	(54,810 回)	40,376,554
訪問看護		593	5,288	75,200,790
合計		136,041	162,362	3,407,797,232

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	310 ^件	3,197 ^日	232,697,780 ^円
	入院外	16,365	24,410	298,634,060
	歯科	4,254	6,474	49,382,320
	小計	20,929	34,081	580,714,160
調剤		11,768	(13,560 枚)	128,889,070
食事療養・生活療養		(288)	(7,737 回)	5,340,844
訪問看護		68	613	7,326,400
合計		32,765	34,694	722,270,474

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	128 ^件	898 ^日	71,839,230 ^円
	入院外	6,245	8,780	56,489,130
	歯科	921	1,015	8,851,340
	小計	7,294	10,693	137,179,700
調剤		4,884	(6,169 枚)	31,549,140
食事療養		(116)	(1,838 回)	1,230,309
訪問看護		66	246	3,338,760
合計		12,244	10,939	173,297,909

給 付 別 表 V 表 (1)

(全体)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分				他法負担分
		費用額	保険者負担分	一部負担金		
				薬剤一部負担金 (再掲)		
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	719,509	3,454,160	2,462,909	860,671	0	130,580
心障医療 (法制 No. 80)	89,820,677	559,334,840	404,169,650	90,685,474	0	64,479,716
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	4,736,401	67,383,760	47,192,291	6,083,935	0	14,107,534
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	638,570	4,940,810	3,529,997	625,259	0	785,554
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	3,439,522	47,337,330	34,092,820	8,004,538	0	5,239,972
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0		0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	143,699	-267,510	-187,257	0		-80,253
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0		0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	58,368	601,760	421,232	0		180,528
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	1,195,604	203,472,200	143,927,957	14,512,579	0	45,031,664
計	100,752,350	886,257,350	635,609,599	120,772,456	0	129,875,295

2. 出産育児一時金

	件 数	金 額
出産育児一時金	0	0

給付別表 V 表 (2)

(70歳以上一般分再掲)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	34,312	449,970	359,976	91,780	-1,786
心障医療 (法制 No. 80)	18,314,351	126,352,620	101,082,096	18,662,742	6,607,782
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	676	236,590	189,272	0	47,318
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	714,300	571,440	0	142,860
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	579,872	9,566,890	7,653,512	1,515,310	398,068
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	222,440	14,923,390	11,938,712	1,186,399	1,798,279
計	19,151,651	152,243,760	121,795,008	21,456,231	8,992,521

給 付 別 表 V 表 (3)
 (7 0 歳以上現役並み所得者分再掲)
 (令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	208,492	3,272,230	2,290,561	314,783	666,886
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	138,820	97,174	0	41,646
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	10,000	731,320	511,924	188,660	30,736
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	36,400	25,480	3,640	7,280
計	218,492	4,178,770	2,925,139	507,083	746,548

給 付 別 表 V 表 (4)
 (未就学児分再掲)
 (令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	50,780	40,624	2,540	7,616
計	0	50,780	40,624	2,540	7,616

給 付 別 表 V 表 (5)
(前期高齢者分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	34,312	457,590	365,310	88,618	3,662
心障医療 (法制 No. 80)	28,490,153	199,300,600	152,145,682	29,046,536	18,108,382
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	676	277,430	217,860	0	59,570
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	526,698	3,631,240	2,613,298	526,698	491,244
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	1,293,475	19,696,010	14,743,896	3,539,636	1,412,478
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	222,440	26,349,810	19,937,206	2,100,389	4,312,215
計	30,567,754	249,712,680	190,023,252	35,301,877	24,387,551

給 付 別 表 N 表 (1)
(全体)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	180,532	124,872	55,660	0
心障医療 (法制 No. 80)	9,452,332	4,895,242	4,557,090	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	128,140	72,730	55,410	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	10,744	3,884	6,860	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	34,840	11,700	23,140	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	9,806,588	5,108,428	4,698,160	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	3,350	308,996,510	225,276,052	66,344,577	17,375,881

3. 一部負担金減免額調（一般被保険者分）

区分	全体分	前期高齢者分 再掲	70歳以上一般 再掲(8割)	70歳以上一般 再掲(9割)	70歳以上現役並 再掲(7割)	70歳以上現役並 再掲(8割)	未就学児 再掲(8割)
	545,849	387,575	376,502	0	0	0	0

給 付 別 表 N 表 (2)
(7 0 歳以上一般分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	1,567,678	670,318	897,360	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	4,690	3,080	1,610	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0
計	1,572,368	673,398	898,970	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	593	75,200,790	60,316,602	13,997,390	886,798

給 付 別 表 N 表 (3)
 (7 0 歳以上現役並み所得者分再掲)
 (令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	2,262	792	1,470	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0
計	2,262	792	1,470	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	68	7,326,400	5,128,480	2,197,920	0

給 付 別 表 N 表 (4)
 (未就学児分再掲)
 (令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	66	3,338,760	2,671,008	667,752	0

給 付 別 表 N 表 (5)
(前期高齢者分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	2,093,800	895,450	1,198,350	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	10,744	3,884	6,860	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	33,500	10,820	22,680	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0
計	2,138,044	910,154	1,227,890	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	1,091	126,710,010	96,472,345	27,741,943	2,495,722

年 報 別 表 M 表

(不当利得、不正利得、第三者行為の状況)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（一般）

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	334	15,133,612	233	9,005,739	101	6,127,873
	過年度分 B	(-1)	(-8,099)				
		106	10,003,909	93	6,536,325	13	3,467,584
不正利得徴収金 C		(0)	(0)				
		1	9,471	1	9,471	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
	その他 E	27	103,257	27	103,257	0	0
		(0)	(0)				
		13	6,455,347	13	6,455,347	0	0
B + C + D + E 計		(-1)	(-8,099)				
		147	16,571,984	134	13,104,400	13	3,467,584

2. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（退職）

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	0	0	0	0	0	0
	過年度分 B	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
不正利得徴収金 C		(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
	その他 E	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
B + C + D + E 計		(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0

給付別表 U 表

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 高額介護合算療養費 (C表 (2) 内訳)

	全体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上一般分 (再掲)	70歳以上現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
給付額	3,581,605	2,711,007	1,150,451	189,587	0

2. 高額介護合算療養費 (上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分)

医療費助成事業名 (法制番号)	全体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上一般分 (再掲)	70歳以上現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
老人医療 (法制 No. 41)	0				
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	1,618,391	794,654	294,473	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0				0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0				0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0				
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0				
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0				
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0				
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0	0
計	1,618,391	794,654	294,473	0	0



ぶんきょうの国保
(令和7年版)

令和7年9月発行

編集・作成・発行

文京区福祉部国保年金課

〒112-8555

文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111 (内線 2631・2632)